
令和4年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年9月2日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和4年9月2日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 梶山 未彩
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	事業推進係長	井上裕一	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 1 1名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。会議に入ります前に、芦屋港活性化推進室長が諸事情により欠席されておりますので、係長に代理出席を求めています。

.....
午前10時00分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは、ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日の一般質問は、通常の60分以内から30分以内に短縮して行います。
あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。
まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

おはようございます。7番の公明党、松岡でございます。一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

件名1、学校ゼロエネルギー化についてでございます。

気象変動は世界的に見ても危機的状況にあります。地球環境を守るため、脱炭素社会実現への取組を加速させねばならないと思います。

町は第5期の芦屋町地球温暖化対策実行計画を策定し取り組んでいるところでありますけれども、芦屋町には大きな企業が存在するわけではございません。そんな中、学校施設は他の施設に比較して一次エネルギーの消費量が少なく、ゼロエネルギー化を目指す上で取り組みやすい、かつ意義ある施設ではないかと考えます。また、町の学校施設は老朽化が進んでおり、施設のゼロエネルギー化を推進するには絶好の機会となっております。学校施設のゼロエネルギー化は、防災機能への貢献や子供の環境教育の活用にも役立つことが期待できます。

これらの状況を踏まえ、学校施設のゼロエネルギー化——ZEB化ですけれども、この推進状況と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町には、学校ゼロエネルギー化計画という計画はありません。

学校のゼロエネルギー化の問題は平成23年12月、文部科学省と国土交通省が共催で、学校におけるゼロエネルギー化推進方策を検討することを目的とした学校ゼロエネルギー化推進方策検討委員会を設置し、平成24年5月に検討委員会が報告書をまとめています。報告書の中には学校ゼロエネルギー化の実現手法の検討、学校施設の防災機能への貢献、学校施設を活用した環境教育などについてまとめられています。

学校設置者に対して学校ゼロエネルギー化計画の策定を求めているものではありませんので、芦屋町では計画を策定していません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁にございましたように計画ですけども、これが策定されていないということですけども、義務化がされていないという理由でこの削減計画が策定されていないという答弁でございましたけれども。

それではですね、現在の町の学校施設に関わるエネルギーの削減についてはどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町では平成27年度に県の補助事業を活用し、芦屋中学校へ太陽光発電設備を整備しています。また、地球温暖化対策実行計画に基づく取組として、コピー用紙、電気、燃料、上水道の使用量削減を進めることで、二酸化炭素排出量の削減に向けて全庁的に取り組んでいるところです。小中学校もこの取組に参加しています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

取組ですけども、それではですね、計画はないんですけども、まずですね、ここで確認したいのは、学校施設のゼロエネルギー化の必要性についてどう考えているのか、またですね、学校施設の現状を踏まえて、今後の取組についてはどのようにお考えになってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

報告書の中では、学校のゼロエネルギー化における視点として3つ挙げられています。1つ目は消費エネルギーを減らすこと、2つ目はエネルギーを生み出すこと、3つ目は環境学習に生かすこと、この3つです。また、報告書には学校のゼロエネルギー化を実現するための技術的手法や環境教育等についても触れられています。

学校施設のゼロエネルギー化の必要性につきましては理解いたしますが、現在、学校施設の改修を行う際には平成28年度に策定された芦屋町公共施設等総合管理計画、その個別計画としての芦屋町学校施設等長寿命化計画に基づき学校施設の改修を計画的に実施しています。このため、学校施設の改修を行う際には環境を考慮し、環境負荷の低減に配慮した整備を行うことで、学校で消費するエネルギー量をできるだけ減らせるよう努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、国交省と文科省は平成25年に検討チームをつくって報告書を上げてる内容が主体だと思うんですけど、そういうことで取組について具体的にですね、3つの項目があるというお話でございました。

が、実はこの芦屋町地球温暖化対策実行計画（第5期）がですね、今年度に改訂されて出来てるわけですけども、実は学校に関してのですね、記載についてはそんなに具体的には書いてないんですね。その他の施設ということで、どういうことをやるかということの内容が書いてあるだけで、具体的にですね、今言ったZEB化——ゼロエネルギー化についての取組をいかに推進するかといった具体的なですね、施策はどこにもないわけですよ。そうした場合、長寿命化計画の中にそういったものがうたっているかということ、完全にはうたわれてないと。そういう状況にある中で、この学校施設のZEB化についての取組は、必要性を感じていながらもそういった計画がないということは、前進しないのではないかと私は考えるわけですね。

そういうことでもう一度ここで確認しますけども、この計画は必要ないと考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校のゼロエネルギー化ではなく、町として公共施設の管理及び地球温暖化対策に取り組んでいるところでございますので、町としての方向性を踏まえて学校のゼロエネルギー化を検討する

のが適当ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

私の視点はですね、先ほど1番初めの当初に述べましたように、芦屋町ではですね、いろんな町としては全体の公共物の中でそういった削減計画が盛り込まれて、耐震計画にも盛り込まれてやるという話だと思うんですね。しかしながら町にはですね、大きな企業もなくて、そういった中で、やはり取り組みやすい環境にはこの学校施設が大きな目玉になるんじゃないかなと考えるわけですね。まず、それが1つの大きな材料となりまして、ほかのいろんなですね、公共施設の改築に関してのエネルギーの削減の取組と、そういったところも波及してきますので、非常に意味合いが強いんじゃないかと私は思うわけですね。

そういった意味で学校施設のZEB化についてはですね、町のこの実行計画の中でも大ざっぱじゃなくして、推進計画で子供たちがそれを見てですね、体験できるような形が1番ふさわしいと思うわけですね。だから位置づけとしては、ただ学校施設は追随するというだけじゃなくして、町の代表的なそういった削減に取り組んでいる姿勢を示す意味では大きな意味があると思うわけですね。そういう観点でお話をしているわけです。町のそういったそれ以外の対策に追随するんじゃないくして、まずは学校からやろうじゃないかと、そういう心意気でZEB化については取り組むべきだと思います。

それでは要旨3に行きますけども、子供たちの環境教育の活用についてです。

このZEB化については今、先ほどもありましたように防災機能の確保の意味でも意味がありますが、子供たちの環境教育、そういった面についても活用できる状況にあります。

それではですね、特にですね、活用するための条件としては、エネルギーの消費及び創出エネルギーの状況を見える化する。学校の今の状態はエネルギーをどのように使っているのか、削減しているのか。先ほど、中学校では太陽光の補助もいただいてつくってるわけですけど、そういった仕組みですね。それから、効果を体験させることによってですね、子供たちが学ぶ環境が整って削減計画に取り組んでいけることができるんじゃないかと思っています。

現在ですね、子供たちの環境教育はどのように行われてるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

報告書の中で、「学校施設を活用して環境教育を行うことは、児童生徒等の興味・関心を高め、

また理解を深めることができると考えられる。」とあります。また、「学校の施設を身近な教材として利用し、身近なものを使った実験などを組み合わせることにより、環境対策に利用される技術の仕組みや原理について理解を深めることが期待される。」ともあります。

太陽光発電設備を整備した芦屋中学校では、発電状況などを校舎内のモニターによりリアルタイムで確認できることから、生徒たちの環境意識の向上につながっているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

子供たちのですね、そういった環境を教育の中で、仕組みもある程度見ることができる体制は整ってるかの答弁でございますけど、残念ながらですね、先ほどの推進計画をつくらない中で学校の削減計画の取組、どちらかという町その他の施設に基づいての削減、そういった面からすると子供たちに対して教育をするというのはですね、その体験する姿勢ですね、まずそういった面からしても十分に子供たちが環境についてですね、考える機会を失っている可能性は非常に高いと思うんですね。残念ながら私はですね、このZEB化については十分ではないんじゃないかと考えております。

この点、行政側としてはどのようにお考えですかね。私はまだ十分じゃないと思うんですけど、端的に答えてください、時間がないんで。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘のように、ゼロエネルギー化というのは消費エネルギーを減らすことと、減らしてもまだ消費してるエネルギーについては再生可能エネルギー等を活用することということ、それと、そういう整備をしたものを活用した環境教育を行うという三本柱で構成されていることは承知しておりますが、現状としてはまだその1つ目にしか手がついていないという状況でございますので、これにつきましては今後、整備をしていく中での課題だというふうに認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

いろいろ提案をしましたがけれども、ぜひともですね、子供たちが環境にしっかりとですね、興味を持ち、これをですね、その成果を地域とか家庭にまた持ち込む中でですね、その環境に関し

での意識の向上が図れるんじゃないかと思います。それと、やっぱりもう1つ重要なことだと指摘されているところはですね、この継続した取組が重要だということでこの報告書にも記載されておりますので、脱炭素社会の実現へ、学校施設の具体的な取組が重要でありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは件名2に移ります。防災・減災についてです。

皆さん御存じのとおり近年ですね、異常気象の状況、もう以前にも増して激しくなっております、線状降水帯が今年はいろんなところで発生しております、東北も北海道も九州も、今まではどちらかというとなが多かったような感じがしますがけれども、どこで今起こるか分からないと。で、今回、台風11号が近づいておりますけれども、そういうことで危険な状態があるんじゃないかとちょっと危惧するわけですね。

町はですね、6月18日に防災訓練・避難訓練を行いました。防災っていうのは、幾ら備えても十分だということとは言えないと思います。迅速かつ適切な対策・措置を講じるとともにですね、常に対策の充実を図っていかなければならないと私は思います。

それでは要旨1、防災訓練についてですけども、6月18日の避難訓練、それと近年の訓練の実施項目についてお伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回の訓練の狙いと実施項目につきましては、1点目は町民の安全な避難行動の習得及び大雨・洪水に対する対応の向上。2点目は各自治区での意見交換により、要配慮者の支援行動に関する問題意識の向上。3点目は自主防災事項の周知。4点目は各自治区による情報伝達として情報発信用のノートパソコンを操作し、自治区より戸別受信機へ受信できる操作手順を習得すること。5点目は昨年度、資格を取得した防災士の訓練の参加を通して区に溶け込み、地域リーダーとしての活躍。以上の5点を今回の訓練の狙いとして実施しました。

過去の訓練項目としましてはマイ・タイムラインの作成、資料の配布及び避難所の屋内テント設営訓練等を行っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今までの訓練、私が議員になりましてずっと見てきましたけれども、どちらかというとやっぱり避難訓練中心という傾向がございます。これはですね、やっぱり避難訓練っていうのが人命を

守る上で、住民の皆さんたちがいかに避難するかという命を守る点、そういった観点からすると優先的にこの避難訓練はやっていかなければならないと。そういうことは重々理解できますし、今後もですね、そういった避難訓練というのは継続して毎年ですね、やって、問題がないのか、そういう取組はしっかりとやっていかなければならないと思いますけれども。現在、多分1年間に2回程度、多くてですね、訓練を町では計画していただいているわけですが、訓練としたら、防災訓練になりますと各地で総合訓練をやっています。

防災の日が9月1日でありましたけれども、特にですね、東海震とか南関東震、そういった面からすると多くの自治体がいろんな訓練をやっております。芦屋町もですね、避難訓練は徐々に充実してありますし、問題点、伝達訓練、そういったことはやってるかなと思うんですけど、それ以外にもですね、必要な訓練がたくさんございます。避難所の運営ですけども、これも開設訓練をやっていますが、実際にじゃあそういった訓練で実働で泊り込んでやってみると、そういったこともやってないわけですね。それから対策本部の運営、図上訓練とか見たことがございません。それから職員の招集訓練も見たことはありません。

地震についてはですね、夜間でも出てこなくちゃならないような事態も生じるわけですが、そういった訓練も、町の災害の減災を目指す——復旧ですね、そういった面も考えたら重要な訓練になりますので、そういうことでほかの訓練も総合的にはやらなくちゃいけないと思うんですけど、この点はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、松岡議員が言われましたとおり、町の避難訓練という形の中の習得につきましては年2回の大雨・洪水、地震・津波を想定した避難訓練を継続していきたいと考えております。年2回の訓練とは別に、災害が発生し、町民が避難生活を送ることを想定した避難所運営訓練や職員を対象とした情報収集の伝達訓練、AEDの取扱い等の普通救命講習などの計画をしていきたいというふうに考えております。

新たな訓練を計画し実施するためには、自治区との調整や職員等の勤務の調整等が必要となりますので、今後、検討を行い順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは要旨2に移ります。自主防災組織支援についてです。

今回の訓練を私も参加させていただいて、見てまいりました。その中で町長からの行政報告の中にもございました要配慮者支援についての意見交換会が、自主防災組織の方を中心にですね、各自治区ごとに検討されておりました。そういったことなんですけど、通常ですね、今回もそういうことで訓練に盛り込まれておりますので、実施の要領についても自治区との調整を図られているかと思うんですけど、通常この自主防災組織と町の行政との関わり方はどのようになっているのか、初めにお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災組織が、地域の問題意識や災害が発生したときにどのような行動を取るべきなのかを考えて活動していただくことが大切であるというふうに考えております。そのため、自主防災組織からの訓練や出前講座等の要請があれば、その地区の現状に合った指導・助言を行うようにしております。また、自主防災組織の必要性や活性化、地域の共助の重要性を自治区ごとの出前講座を通じて伝えていきます。今年度も3つの自治区からの出前講座の依頼があり、意識啓発の向上に努めております。

6月に実施した避難訓練の要配慮者の支援、安否確認の意見交換を行ったことにより、自主防災組織の体制の重要性の認識が向上し、組織の規則や役員の見直しを行う自治区がありました。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

関わり方について今お伺いしましたけども、自主防災組織ですけども、今回の訓練を見ても結構ですね、防災組織の意見交換会で積極的な御意見をいただいているような状況で、活性化が進んでるかと思うんですけど。

中でお話を聞いてると非常に課題も多いかなと思うんですけど、町は今現在ですね、自主防災組織の課題をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災組織の課題としましては、高齢化社会によって自主防災組織のみならず自治区役員等も高齢化し、災害時の迅速な対応や活動に支障が出てきている。また、自治区の加入者数の伸び悩みによって地域コミュニティーや住民間の意思疎通が低調となり、訓練を含め自主防災組織の

活動も同じく低調となっていきます。

対策としましては、出前講座等により自主防災組織の重要性や活性化を周知し意識啓発の向上を図り、災害発生時以外でも常日頃から共助における助け合いが必要であることを伝えていくことが必要でございます。また、自主防災組織が独自に行う避難訓練や話し合い等により各自主防災組織の問題点を克服することが本来の在り方と考えますが、今後も町が行う避難訓練に自主防災組織の活動を促す内容を加味したものを計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

自主防災組織の課題も結構多いかなと思うんです。今回、避難に関わる要配慮者の支援をどうするかと、そういった討論というか意見交換会が行われたわけですけど、聞いてみますとやはり各自治区でこうって話し合うときは、そのレベル差、格差がやっぱりちょっとあるかなと。

そういう観点からすると、これもちょっとどうかなと思うんですけど、先ほどの関わり方からしてもそれがふさわしいかどうか分かりませんが、私はそういった課題を与えるときには町としてですね、基本的な要支援要領についての基本的なやり方、基本的な考え方、対応手順というのを示すべきじゃないかなと思うんですけど、この点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

6月の大雨・洪水避難訓練で、各区ごとで要配慮者等の意見交換を行いました。その際に、区長等に対し要配慮者の支援手段作成フローチャートを配布し、地域で考えていただける資料として配布しております。このフローチャートは「はい」、「いいえ」での設問で支援内容を決めるようにしております。設問は、浸水想定区域内か外か、2階以上の安全確保ができているのか、その方の避難に支援が必要か、避難に必要な人数・手段等を定めているのか、最終的に支援者・支援方法が必要な方に支援体制を作成するようにしております。

作成が難しい場合につきましては総務課や福祉課に相談をしていただくような形でというところで、6月のときにそのフローチャートを一応作成しておりますので、それを使って分からないときになれば、本当に要配慮者として支援しないといけない方、高齢者で自分で逃げられる方については電話連絡をしていただくとかっていう形の中で、すみ分けをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

非常にですね、混乱してるとこもちょっと見受けられたので、できたらこういった形で明示、今のような形でしっかりとですね、明示した中で検討会を進めればと思います。

なおですね、今回はちょっと防災士の方が参加していただいているかどうか分からないんですけども、この解決する手段というか住民同士で話し合っても、なかなか誘導することもできない。専門的な知識もございません。町の職員さんが参加していただくとか、防災士それから民生委員の方、そういった方を含んだですね、検討会が実施できればと思うわけですけど、そういった参加についてのお考えはどうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

議員が言われました、様々な問題を解決することは地区だけでは難しいのではないかと。その中で「防災士や民生委員の方の参加を。」というところを言われておりますので、そこら辺につきましては参加を促していく、職員も一緒に入ってというところは重要であると考えますので、必要に応じてこれらの参加を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それと今回の話の中で、やっぱり個人情報の取扱いが非常に議論されてました。そういう観点からすると、私は前回からも今までもマニュアルを作ったらどうかというのを提案させていただきましたが、今のところQ&Aの掲載とかそういう形でやってるということでもありますけども、できましたらですね、やっぱり住民の皆さんが、その個人情報の取扱いはどうあるべきかっていうのをしっかりとね、できるような、私はマニュアルを作って配布したほうが住民の皆さんの理解が進むんじゃないかと思います。

時間がなくなりましたので、マイ・タイムラインを要旨の3に上げてます。これですね、多くの自治体が防災アプリを使うようになりました。芦屋町には防災アプリを入れてですね、ハザードマップとかタイムラインが作れるようにしてほしいんですが、この点いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

アプリの導入という形ですけれど、福岡県では令和4年度重要施策としてスマートフォンで現在の位置情報等を簡単に入手することができる防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を開発し、広く県民に導入と活用を促すことにより、災害への備え、避難行動における意識づけを強化すると聞いております。

主な機能としましては防災メール・まもるくんの情報や位置情報、あと災害の関係だとか松岡議員が言われましたマイ・タイムラインですね、私の避難行動計画作成と登録機能などもついてあるというふうに聞いておりますので、これが4年度に出来るということですので、住民に対してこのアプリの周知をしていきたいというふうに考えております。

で、いつから配信されるかというのは今現在調整中ということですので、情報が分かり次第、報告したいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。一般質問を行います。

まず第1点目に、芦屋中央病院の交通体系について。

新型コロナウイルスの感染拡大とその長期化は、住民の最も身近にある地方自治体が、住民の命と暮らしを守るという本来の役割を果たすことの重要性と課題を改めて浮き彫りにしました。政府は感染に対応する医療機関を削減する地域医療構想を「統廃合ありき」から「連携」に移したものの、20万床の削減計画や400超えの公立・公的病院を統廃合の対象としたリストは撤回していません。芦屋中央病院を今後も地域医療の拠点として存続させ、住民の命と暮らしを守る上でも病院の利便性の拡充が求められています。そこで伺います。

第1に、芦屋中央病院に乗り入れる公共交通は、それぞれ何便あるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えさせていただきます。

芦屋中央病院につきましては、最寄りのバス停として芦屋中央病院玄関前バス停と芦屋中央病

院下バス停の2つがございます。芦屋町巡回バスは両バス停ともに、平日・土曜は東コース7便、北コース7便の計14便で、日曜は運行してございません。芦屋タウンバスは両バス停ともに平日往路（遠賀川駅行）が6便、復路（芦屋中央病院玄関前行）が6便の計12便。土曜・日曜・祝日は往路が3便、復路が3便の計6便となっております。

次に、北九州市営バスについてお話をさせていただきます。

芦屋中央病院玄関前バス停については往路・復路ともに水巻日吉台を経由し折尾駅に向かう便となるため、芦屋中央病院玄関前から病院下、総合体育館前、後水、大君にしか停車しません。こちらは平日往路3便、復路3便の計6便となり、土曜便及び日曜・祝日便の運行はございません。芦屋中央病院下バス停は、第二栗屋バス停または鶴松団地バス停から折尾駅を結ぶ路線と、鶴松団地から小倉駅までを結ぶ特急路線、それから鶴松団地を経由し若松渡場に向かう路線の3種類の路線が平日はございます。土曜と日曜・祝日については第二栗屋、鶴松団地から折尾駅を結ぶ路線のみ運行してございます。

折尾駅を結ぶ路線につきましては平日往路（折尾駅行）が28便、復路（第二栗屋行）が26便、合計54便となります。小倉駅行きの特急路線につきましては往路が2便、復路が2便の計4便となります。若松渡場に向かう路線につきましては芦屋から向かう片道のみ運行となり、平日往路1便となります。

最後に、土曜と日曜・祝日の運行についてお話をさせていただきます。

折尾駅を結ぶ路線ですが、土曜は往路が28便、復路が22便の計50便となり、日曜・祝日は往路が24便、復路が24便の計48便となります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今それぞれ便数が述べられましたが、基本的には中央病院から芦屋方面に行くバスがどのくらいあるかというところを調べますと、タウンバスが6便、市営バスが28便、それから中央病院から芦屋方面の巡回バスが14便ということになっており、芦屋方面に行く便としては、3つの便を合わせると41便が平日使われるということになります。問題はですね、中央病院から、はまゆう団地、正津ヶ浜、田屋、柏原方面を通っていく、そういった方々が利用される便なんですけど、これについては7便しかないということです。芦屋と中央病院の乗り入れ本数は一定数確保してありますが、山鹿東部については1日7本ということですね、これは山鹿方面の中央病院を利用される方のお話を聞くと、やはり「もっと拡充してほしい。」という、そういった声が上がっております。

それで質問の第2ですね。芦屋中央病院と正津ヶ浜、はまゆう団地、柏原を通り、役場やスーパーはまゆうを結ぶシャトルバスを配置することを考えるべきではないでしょうか。お買物難民対策にもなり地域の交流が進み、経済の活性化や健康増進につながると考えますが、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

お尋ねの芦屋中央病院直行のシャトルバスにつきましては、本来であれば遠賀中間医師会おんが病院が海老津駅との間で直行のシャトルバスを独自運行しているように、芦屋中央病院が利用者のために企業努力として、本来であれば運行していただきたいと考えているところでございますが、これを芦屋町が実施主体としてのお話としてお答えをさせていただきますと、芦屋町巡回バスについては、まず東・南・北の3つのコースを各1台と予備車1台の計4台で運行しているため、このほか直行便を手配すると新たに車両の購入またはリース契約が必要となります。また、運転手も1名増となるため、運行委託費も増加することになります。現在、やや遠回りではありますが芦屋中央病院行きの無料である巡回バスが東コース・北コースの2コースで運行している中で別途、直行便のシャトルバスを導入することは、費用対効果の面から難しいと考えられます。

このような中、現在の取組としまして芦屋タウンバスや北九州市営バスにおいて町内100円運行を試験実施しております。これは令和元年度に北九州市との間に締結いたしました公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書、こちらに基づいた事業として運行しているものでございます。この協定では、西鉄バスが芦屋町の路線を廃止した後の運行を北九州市が行っていることについて、路線や便数を確保維持し、芦屋町の地域公共交通を将来にわたって持続可能なものとするを目的としています。このため、この100円バスと全く同じ経路に無料のシャトルバスを芦屋町が運行させることは北九州市との協定に相反することとなりますので、できかねます。

芦屋町としては、この100円バスの試験期間が令和4年度末までとなっておりますが、芦屋中央病院利用に伴う町内間の移動のためにも、令和5年度以降についてもこの試験期間を延長して実施することについて前向きな議論をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、芦屋町に乗り入れてる市営バスとの関連もですね、あるでしょうが、私がここで言った中

中央病院から山鹿、芦屋町役場、そしてスーパーはまゆうまでというのも私の1つの案でありまして、具体的にやっぱりどうするかというのはですね、もし仮にするとすれば、やはり担当する職員の方々がプロなんです、そういったところはいろいろ考えてもらえるでしょうが、それに、確かにオンが病院が直行バスを持っていますけど、これについてはですね、病院が経営しているというふうに聞いてるんで、本来的ならですね、病院が持つというのが基本的な形だと思います。

確かにですね、病院も当初はシャトルバスの運行もですね、視野に入れていましたが、病院ができた後のですね、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自前でシャトルバスとかこういったものを運行するには至ってないというのが現在の状況です。しかし、やはり地域ケアシステムですね、中核を担う病院としての機能を強化するためにも、これは町ですね、配置することが必要ではないのかというふうに思います。

4年前に私がですね、免許証返納問題で一般質問しましたけど、このとき担当課の答弁としては、やはりいろんな手当を、タクシー券とかですね、そういったものを渡すのも必要でしょうが、一過性の施策だけではなく町の公共交通を充実させることが重要であるという、そういった答弁をされていたと思います。今後ですね、さらに免許証を返納する年齢の方が増えていきますが、交通体系の拡充をしていなければ、公共交通が使いにくいという理由で自家用車を手放せない高齢者も多いのではないかと思います。

そういう点を踏まえてもですね、やはり病院のそういった形のシャトルバスの運行を行うべきではないかと思いますが、今後ぜひそういったこともですね、コロナが続く中で考えてもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

タウンバスの町内間の移動で、本来であれば競艇場前バス停から夏井ヶ浜バス停までの片道の運賃290円のところを現在100円バスの試験運行を実施しておりますので、高齢者の方にも大変利用しやすい状況であると、これについては考えます。同様に、北九州市営バスにおいてもほぼ同様でございます、例えば中央病院下から第二粟屋、ここまでが本来であれば運賃が270円のところが片道100円で御利用できるというような状況が、今あっております。それと無料で行っております巡回バスにおいては、これにつきましても比較のお席にゆとりがある状態が保っておりますので、御利用しやすい状況であると考えております。

ちなみに御高齢などを理由にですね、自家用車を手放すきっかけになる事業としまして高齢者の運転免許証返納者支援事業、こちらを行っております。運転免許証を折尾警察署のほうに返納されました方にバスの共通乗車券などを交付しておるものでございます。この交付実績を御紹介

させていただきますと、令和2年度は事業開始初年度ということもありまして133件の申請がございました。令和3年度は59件、令和4年度につきましては、現在までで30件といった状況になっております。

バスの利用者が増えまして積み残し等が発生するような状態が続いた場合には、増便を含めた運行の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、なかなかシャトルバスがすぐ考えられないという点であればですね、現行にあるですね、芦屋中央病院の利便性を向上するためにですね、芦屋町巡回バスの北コースの増便を考えるべきではないか、特に午後の便数が少ないという問題があります。ダイヤを改正するのは大変だと思いますが、ぜひこういったことも検討すべきではないかと思っておりますけど、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

巡回バスにつきましては東コース・南コース・北コースの1周が50分の周期で、午前8時10分～午後4時まで1日7便ずつの運行を行っておるところでございます。令和2年度に行いました路線の見直しや、バス停増設などによる利便性の向上施策は引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますが、増便につきましては先ほど述べた車両台数や運転手の確保など新たな課題が生まれることから十分な検証が必要であると考えます。

芦屋町巡回バスは3路線ございますが、路線ごとの1日当たりの利用者数を見ると東コースで35.8人、南コースで49.2人、北コースでは30.1人となっております。それぞれ1日に7便運行しておりますので、お話の北コースであれば14人乗りの巡回バス1便当たり平均4人の利用ということになります。

このことから今後、北コースの利用者が増えまして積み残し等が発生するようなことが続いた場合には、増便を含めた運行の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではもう時間がないのでですね、ぜひですね、芦屋町内の交通体系を充実させるためにも、病院のシャトルバスについて考えていただきたいと思います。

続いてですね、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する農漁業支援について。

日本の農業の中心的な担い手である基幹的農業従事者は5年間で23%減り、2000年比では43%、104万人減少しています。また、沿岸漁業経営体は1993年には16万2,795経営体ありましたが、この25年間に46%にまで減少しています。その年齢構成を見ると65歳以上が約70%、そのうち75歳以上が32%、40歳未満は4%にすぎないという実態です。この数字は近い将来、高齢従事者の大量の離職、担い手の一層の激減が避けられないということを示しています。その上に、長引くコロナ禍に加えてロシアによるウクライナへの侵攻などに伴い、原油価格や食料品の物価が高騰しています。

芦屋町でも様々な住民への生活支援や事業者への経営支援を行っており、町民からも歓迎されています。岡垣町や宗像市、新宮町では、厳しい状況にある農業従事者に対して、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する支援策を打ち出しましたが、芦屋町においても、厳しい経営状況にある農漁業に対しての支援実施を求めるものです。

3点質問がありますが、関連しますので一括で答弁をお願いいたします。

1、農漁業者に対し、米・麦・大豆・果樹の作付面積、加湿器使用施設の栽培面積、農業機械や漁船の燃油使用に応じて燃料価格の高騰分を支援できないのか。

2点目に、県の事業の対象とならない農業者に対して、麦・野菜・果実等の肥料代の上昇分の補助はできないのか。

3点目に、原油価格高騰により魚の運送用発泡スチロールが高騰しています。今後、漁業経営に影響を与えることも考えられます。発泡スチロール魚箱への補助はできないのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは要旨の1つ目から3つ目まで続けてですね、御説明・御回答したいと思います。

まず1つ目、「農漁業者に対し、農業機械や漁船の燃料使用量に応じた燃料価格の高騰分を支援できないか。」ということに対してお答えをいたします。

昨今の原油価格高騰等により食品や生活用品など多くのものが値上がりをしており、住民生活にも影響を及ぼしております。農業・漁業につきましても燃料を使用し事業を行っておられますので、影響はあると思っております。また、他の業種、事業者の方におかれましても燃料や資材などが高騰し、事業運営や営業活動などに影響を受けている状況だと思っております。

このような状況から町としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け業績が悪化した事業者

へ事業復活支援金の上乗せ支援や、第11弾の町独自支援として、物価高騰の影響を受けている住民の方々へ生活応援商品券の発行事業などの支援事業を実施しているところでございます。事業復活支援金への上乗せにつきましては9月30日までが受付期間になっておりますし、生活応援商品券は8月31日から使用が始まったところでございます。このような状況でございますので、原油高騰や物価高騰等に伴う支援につきましては新たな予定はございませんが、今後の国・県の動向、コロナや物価高騰の状況を注視していきたいと考えております。

次に2つ目、「県の事業の対象とならない農業者に対して、肥料代上昇分の補助は。」という御質問でございますので、お答えしたいと思います。

福岡県では令和4年6月議会において、肥料価格高騰の影響を受ける農業者を支援するため、肥料代を助成する補正予算を可決しております。対象品目は麦・野菜・果樹・花卉・茶となっております。対象経費としては令和4年6月～令和5年3月までに購入・使用した肥料代となっております。なお、補助額は肥料コスト上昇分の2分の1となっております。その後、国においても肥料価格高騰対策事業として肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援することを発表いたしました。対象者は営農者全てとなっております。今年10月頃から申請受付開始の予定となっております。県に確認しましたところ、国の肥料価格高騰対策事業の発表を受け、県事業の変更や廃止も含め現在検討中であると伺っております。県事業の対象にならない農業者に対する肥料代の上昇の補助ということでございますが、県の動向が现阶段で定まっておりますので今後の状況を注視したいと考えております。

それと3つ目になります。「原油価格高騰により魚の運送用発泡スチロール等が高騰している。発泡スチロール魚箱への補助。」という御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

今回、高騰している発泡スチロール魚箱への補助というお話でございますが、確かに漁業者にとって出荷の際に必要なもので、事業への影響があるものだと思います。先ほども御説明いたしましたが物価の高騰は多くの住民、事業者にも影響があることから、町としましては事業支援と物価高騰への対応とし、事業復活支援金の上乗せや生活応援商品券の発行などの支援を行っているところでございます。

このような状況から、発泡スチロール魚箱の購入費について補助を行う予定はございません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

石油価格のですね、推移を見てみますと、令和2年5月は55円で、ドラム1本が1万1,000

0円でした。これが令和3年12月には100.6円になって、ドラム1本2万120円。令和4年の4月には107.2円になって2万1,440円、7月には102.3円で2万430円と、近年は2万円を超えております。この分もですね、令和4年の5月からは国の補助も入った中で、3円～5円の補助が入った中でこういった状況なんで、原油価格はですね、相当上がっていった状況です。2～3日前のテレビニュースでもですね、北九州市のタコつぼ漁師が出てましたけど、大体この人たちが1リッター110円で購入してるってことですね、タコの漁獲高が下がって行って、また、コロナによって直売していた居酒屋とかそういったところからの注文も減っていった中で経営が大変厳しいという、そういった声が上がってました。

年間このくらい使うということですね、大体、芦屋の漁業者が使う燃料はどのくらいかという、これはイカ釣り業とサワラ業を一年中されてる方を3人リストアップしてみましたけど、令和2年がですね、Aさんはドラム缶1年間に88本、それからBさんは令和2年は82本、Cさんは大体70本ということですね。令和3年についてもですね、大体同様にAさんはドラム年間72本、それからBさんは70本、Cさんは68本ということで、約2万円ですから年間150万円近いですね、油代が必要となっています。今、芦屋町でもイカ釣りに出漁してますけど、現在の漁場までは大体1日200リッター近く要ります。秋が深まれば沖ノ島周辺が漁場となりですね、300リッターを消費することになります。令和2年のときは1日1万円の油代が、現在は2万円を見なきゃいけないということになります。それにつけてですね、減少する漁業水揚げから、2倍になった燃料費に先ほど言った発泡スチロール代とかそういった関連経費を引くとですね、本当に漁業経営は大変厳しいものということになってます。

この漁業経営の厳しさの原因としてですね、一般的には沿岸漁業の衰弱要因を漁業資源の減少と漁民による乱獲にあるかのように描かれてますが、それは間違いです。沿岸漁業衰退の直接的な原因は、重化学工業や商業資本優先の産業政策の下で自由化により安い輸入水産物の流入や所得補償・価格保障政策の不備、そして稚幼魚の生息環境を破壊する内湾の埋立てや海砂利の採取、森川海の連携生態系を破壊した河口堰やダム建設、地球温暖化による海水温度の上昇など構造的なところに問題があります。後継者不足に陥り、漁業経営体が激減する原因はここにあります。

芦屋町もですね、この間、漁業に対しては予算を見てもですね、結構一定の金額をですね、予算づけしていましたが、なかなかですね、ヒラメの養殖とか、また海の駅とかですね、アワビの放流とか、そういったものについては十分な結果が出ていないというのが現実です。今後でもですね、原油高・物価高騰そしてコロナ禍が続き、行政が支援対策を取り組むのであればですね、他の自治体でも支援していているという、こういった油をですね、直接補填するという、こういったことをですね、芦屋町でも取り入れるべきだと思いますが、その考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えします。

先ほどもですね、御説明をさせていただいたとおりでございますが、内容に応じですね、国・県の動向などを注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、今後もですね、農漁業への援助をですね、強めていただきですね、第一次産業を守る、第一次産業というのはやっぱり農業はですね、日本人の胃袋を守る食料自給率の向上につながりますし、漁業はですね、日本人の動物性たんぱく源を補給するという大事な産業です。

大変厳しい中でもですね、こういった一次産業がですね、今後やっぱり発展していくように力添えをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、11時15分から再開いたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様おはようございます。6番、本田です。一般質問通告書に沿って質問させていただきます。件名としては2件あります。

初めに、商店の現況、後継者問題及び町の事業者支援についてお尋ねをいたします。

要旨、全国的に商店主の高齢化や空き家問題、後継者問題について議論がなされています。本来、企業や店の存続についてはそれぞれが考えるものと思われませんが、経営者自身の高齢化に伴い、身近な親族に後継者がいない場合は店を閉鎖することになり、廃業はそれまで培ってきたそれぞれの企業のすばらしい技術や地域の間人関係が失われることになり、併せて従業員の雇用の場もなくなります。このことは地域社会の大きな損失になることから町としては何かの対策をさ

れていることかと思いますが、この問題は特定の地域だけの問題ではなく全国レベルの国の課題の1つとなっています。

これから3年後に迎える2025年は、日本社会を大きく牽引してこられた団塊世代の方々が後期高齢者となる時期となります。経営者の方も例外ではなく、高年齢化をしています。2025年問題は日本の人口の年齢別比率が劇的に変化をして、高齢化社会から超高齢化社会になると言われており、その中で社会構造や体制が大きな分岐点を迎え、雇用、医療、福祉など様々な分野に影響を与えることが予測されています。今回の質問であります後継者について、全国では70歳を超える経営者は245万人となり、そのうち127万人の経営者に後継者がいないと言われています。仮に廃業となればその事業所で雇用されている650万人の従業員の雇用の場が失われ、約22兆円ものGDPが消失すると予測されています。

そこで国は事業承継問題や2025年問題の対策として、相続税や贈与税で優遇が受けられる事業承継税制や、後継者がいない企業向けに第三者承継を支援する政策などを展開しています。全国的には、事業承継問題では親族や従業員以外に事業承継しているケースが増えつつあります。事業承継・引継ぎセンターは昨年の2021年度から全国47都道府県に設置され、事業支援を総合的に支援しています。中小企業引継ぎ支援全国本部が作成している資料によりますと、令和2年度の事業承継・引継ぎ支援センター相談者の数は1万1,686名、成約件数は1,379件と、対前年で相談者も成約件数も飛躍的に増加をしております。後継者人材バンク事業では一昨年の2020年から後継者人材バンク事業を開始していて、登録を希望する創業支援者には自治体も関与しています。

ここ福岡県でも2022年の8月2日、1か月前でございますが、今年度は50件の事業の引継ぎが完了し、昨年からの相談件数は2,800件以上と、事業・承継引継ぎセンターのホームページに掲載をされています。この問題は今後訪れる高齢化社会の中で、顕著に課題が出てくるものと思われます。仮に引き継ぐ人が見つかって、スムーズな移行には技術面のアドバイスや顧客データの引継ぎ、従業員との人間関係の構築など様々な課題を克服するには長い時間を要するものと思われます。また、芦屋町に限らず近隣の市町村でも、近年は商店が空き家から更地へと風景が変貌しつつあります。

前置きが長くなりましたけれども、この内容や数字を勘案して芦屋町でどのくらいの個人商店や会社が該当するのか把握できておりませんが、地域社会への影響は少なからずあるものと考えます。そこで、漠然としておりますが芦屋町の商業を担当する課では芦屋町の商店の在り方や今後について、どのような対応をしているのかお尋ねをいたします。

1、芦屋町の商店の現況について、規模、商店数、業種などの把握と後継者はどのように把握しているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします。

町内の商店等の情報に関しましては芦屋町商工会に会員の状況を伺い、業種、事業者数、従業員者数など可能な範囲で回答していただいております。なお、後継者に関する具体的な情報は把握できておりません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

現在の芦屋町の商店で勤務する企業人の人数は把握されていますでしょうか。把握されているとすれば何名かお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。議員お尋ねの商店と合致しない部分があるかもしれませんが、商工会の会員の状況より、商店街エリア近辺（正門町、船頭町、高浜町）でですね、事業をされている事業者ということで回答させていただきます。

この条件で商工会に伺ったところ、このエリアにある事業所等に勤務する従業員者数は約600名という回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、600名程度勤務されているということでお答えいただきました。この600名程度ということは、商店のにぎわいに大きな影響力があると思います。

商店の維持・発展の施策としてどのような対応をされているのか、併せて今後どのような対応が計画されているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。商店の維持・発展の施策につきましては冒頭にもお話がありましたが、経営者自身の高齢化に伴う商店の継続や後継者等の問題に対する対応ということで回答させていただきたいと思っております。

商店の継続、後継者等への対応としましては、芦屋町商工会が会員サポートの一環として事業者の高齢化に伴う今後の事業の在り方など相談を受ける形で現在対応を行っております。相談の中ではアンケート形式により事業者の現状把握、親族継承や第三者継承、また廃業などの意向を伺い、その内容を踏まえ、より専門的な相談が受けられる福岡県事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなど、情報提供やアドバイスを行っているところでございます。また、芦屋町商工会では事業継続や後継者への対応が必要であると認識しており、今後も重点課題として取り組んでいくと伺っております。

町としましても事業承継・引継ぎ支援センターが実施しております各事業の周知チラシの配架など事業者の方へ情報提供に努め、芦屋町商工会とも連携し対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

これから直面する大きな課題の1つと思われまますので、自治体と関係する他機関とがしっかりと連携を図りながら、困ったことがあれば少しでも少なくなるように情報のアンテナを数多く、そして高く張り巡らせての対応に期待をしております。

次に、芦屋町が事業者支援制度として実施しております芦屋町の事業者支援制度の中から、芦屋町創業促進支援事業補助金についてお尋ねをいたします。

今後、芦屋町で起業される方の支援策として大きな効果があり、起業される方の期待に沿う形で活用されれば町の活性化につながると思っております。そこで、まず初めに事業者支援制度の中から芦屋町創業促進支援事業補助金についての内容と、今まで申請された件数をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

芦屋町創業促進支援事業補助金は平成27年度に制定され、今年で8年目となります。概要としましては、芦屋町内で創業しようとする方を対象に事業所の設置費や改修費、設備費など創業費用の2分の1、最大200万円を補助する制度となっております。

次に今までに申請をされた件数ですが、平成27年度～令和3年度末までに補助金を申請し交

付を受けた事業者数は22業者となっております。なお、近年は交付件数が増加傾向にあり、平成30年度は1件、令和元年度は0件でしたが、令和2年度5件、令和3年度5件、今年度は8月末現在で交付決定し事業開始準備をされている事業者を含みますと5件となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました芦屋町創業促進支援事業補助金は、年を追うごとに事業者の申請数が増加傾向にあることが顕著に現れております。コロナが拡大し始めて新聞やニュースで地方の町が大きく見直しをされ始めたと報道されていますが、その影響があるのではと思えるような申請件数の増加のような気がいたします。

そこで、この申請は4月～翌年3月までの分を年度分として受付をされているのでしょうか。また、申請に伴う予算の計上はどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

芦屋町創業促進支援事業補助金の申請は、毎年4月～12月までに行うこととなっております。また、予算に関しましては昨年度の実績をベースに当初予算を計上しておりますが、当初の見込みを上回る申請や相談がある場合は補正予算を計上し対応しております。

なお今回の9月議会におきましても、現在、令和4年度の当初見込みを上回る状況であるため補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

新規事業を起業され、その後の存続について、継続されている事業所の数は把握をされておられますでしょうか。現況についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

補助金交付後、継続されている事業者数ですが、平成27年度～令和3年度末までに創業促進支援事業補助金の交付を受けた22事業者のうち令和4年8月末現在、20事業者が事業を継続

されております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後の芦屋町の商店街活性化のためには、現在の事業所の存続と新規事業所の起業が大きなポイントだと思います。その中で、現在の芦屋町創業促進支援事業補助金には該当しない事業所の起業も町内にあると聞いています。

今後、該当する事業所の見直しを進めていただくと、さらなる起業を考えている事業者にとってきっかけとなると思いますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

芦屋町創業支援事業補助金は、中小企業の新たな事業の創出を応援することで地域に活力を与え、経済を活性化させることにより需要の増大や雇用を創出することを目的とし、新たに創業を行うものに対し補助金の交付を行っております。申請件数からもここ数年増加傾向にあり、先ほどお答えしましたとおり平成27年度～令和3年度までの7年間で、この創業促進支援事業の活用により芦屋町で起業され、現在も20の事業者が営業を継続されております。このことから町の経済活性化と雇用創出に寄与しているものと考えております。

今後も芦屋町での創業を推進していくため、要綱の内容につきましては経済の動向や創業に関するニーズなどを把握し、必要に応じ見直しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

大胆な見直しも含めて、少しでも町民の方が安心して暮らせる芦屋町になることが望めます。この芦屋町創業促進支援事業補助金を活用して多くの事業者が芦屋町で起業されることを祈念して、次の質問に移ります。

件名、地域公共交通の利用状況、利用者の声及び今後について。

要旨としまして、地域住民にとって巡回バスの運行は日常生活の交通手段として重要であり、御利用者の声は満足度に反映しています。巡回バス運行の現状と、利用される方にとって今後期待される運行内容についてお尋ねをします。

まず、「地域公共とは。」ですが、地域住民の日常生活や社会生活における移動、また、観光で芦屋町に訪れた方の移動の交通手段として利用される公共交通機関のことであり、地方の地域を担う公共交通機関の多くは危機的な経営状況にあることは御存じのことと思います。しかしながらSDGsでは誰も取り残さないという面から、地域になくてはならない移動手段であり大変重要な意味合いがあります。

その公共交通機関の中から巡回バスについて、1、巡回バスが2路線から3路線に増便をされ、2年が経過しました。この2年間の間に巡回バスを利用された地域の方は何名なのか、御利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えいたします。

巡回バスは平成17年度に福祉バスとして運行を開始し、対象者は60歳以上の方や障害をお持ちの方、その介護者、妊婦さん、それから同伴の乳幼児の方で、運賃は無料でございます。芦屋町役場から出発し、また芦屋町役場に戻ってくる路線で、当初は芦屋コースと山鹿コースの2路線で運行を開始したところでございます。運行していく中で芦屋中央病院や老人憩の家といった目的地へ行くための乗り継ぎ拠点の見直しを行うなど、より利用しやすいコース設定のため、令和2年度からは東コース・南コース・北コースの3路線に増設いたしました。

利用者につきましては、2路線から3路線に増設されました令和2年度が2万9,502人、令和3年度が3万2,354人となっております。なお参考までに、令和元年度は3万6,498人となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして利用者が減少しているものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

以前、令和2年度第4回の議会において質問させていただいた際に、「3路線になったことによって、積み残しをされる地域の方は発生していません。」とのことでしたが、それ以降は積み残しというものが発生していないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

その後も積み残しのほうは発生してございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

以前の一般質問の回答の中で「定期的にアンケート調査を実施していく予定である。」とされておりますが、アンケートは実施されているのでしょうか。あるとすれば、どのような時期にどのようなアンケートを実施されたのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町地域公共交通計画の策定に当たり、令和3年度に町内2,000世帯にアンケートを実施しております。このほかに芦屋タウンバスの利用者の方、それから巡回バスの利用者の方に対し、直接車内で手渡しでアンケートをお渡しして実施しております。

巡回バスの利用者の方については居住地域や利用の目的、それから全7便ございますが、このうち何番目をよく利用されるかなど基本的な利用の内容をお尋ねする内容となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

御利用者の声を集めることは大変重要なことではありますけれども、その集約したアンケートから地域の声をどのように反映させていくことが大切なのかが、さらに重要なことになるかと思えます。実施されたアンケートの結果をどのように活用されているのか、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

アンケート結果から巡回バスを利用されました外出の目的を見ますと通院が約60%、それから買物・飲食、こちらが約30%と特定の目的での利用に特化されていることが分かりました。この結果は今後の巡回バスのルートや便数を見直す際の基礎資料となります。また、アンケートの御意見欄でバス停にベンチの設置を求められた、このようなバス停についてはなるべく早くベンチを設置していくなど、アンケート結果を活用し皆様の満足度を高めるような整備を進めております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

町民の方々の声を反映した満足度の高い巡回バスになることを願うわけですが、コロナが拡大したここ数年の利用状況は増えたのか減ったのかの比較が、コロナ禍以前のように単純な比較が難しいかもしれません。御利用されてる高齢者の方は、今の時期のような暑い日は日中の乗車は避けられ、冬場のような寒い時期は逆に朝夕の寒い時間帯を避けて日中の暖かい時間帯に乗車されるのではないかと思います。

令和4年3月に策定をされました芦屋町地域公共交通計画の中に、時間帯別1便当たりの利用者数が掲載されています。どのコースも10時台が利用者数の最多の時間帯であり、15時台には3名前後の利用者数となっています。季節によってコースによって、あるいは時間帯によっても乗車人数は変わるものと思われます。

そこで、誰も乗車していない巡回バス、あるいはゼロではないけれどもほとんど乗車していないバスの時間帯があるのではないかと思います。現状はいかがなものかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

令和2年度、それから令和3年度の巡回バスの乗車平均人数が2人未満の便は全体の約3%となっております。時間帯としましては最終便である15時台の第7便に多くなってございまして、コース別で申しますと山鹿を回る北コース、こちらのほうで多くなってございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

高齢者の方は身近な距離でも歩行が困難な方がおられます。特に買物に行かれる際には、行くときは荷物が無いのですが帰りには買物をされた荷物がいっぱいとなり、御自宅までの距離が短くても「足が悪いと難しい。」という声をお聞きしております。

現在運行されている巡回バスを規定の経路や時刻表のない予約型のバスであるオンデマンド式に、1路線でも試行してみることはいかがなものかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

まず「デマンド」という言葉の意味ですが、これは「要求」とか「需要」とかそういった意味になろうかと思えます。これを「オンデマンド」と言いますと「要求があればすぐに」と、そのような意味で以下の説明を聞いていただきたいところですが、御提案にありましたオンデマンド式、こちらについては様々な運用方法がございますが、目的地を設定した利用者が同じ時間帯に予約している他の利用者と乗り合わせて目的地に向かうような運行がおおむね基本となるものでありまして、乗り合いタクシーを想像していただけるとお分かりになりやすいかと思えます。

全国的な流れとしましては、従来路線バスで運行していた自治体が、採算性が悪化したことから代替手段としてオンデマンド式を導入するという流れとなっており、利用者が求めるときにだけ運行を行うことで運行に要する経費、主に燃料費や人件費の削減を図るために導入されておるようでございます。福岡県内においては19の自治体はその一部地域においてオンデマンド交通を導入しており、19自治体ともに片道100円～400円の料金設定で運行をされております。運行経路において路線やバス停が定めてあるものや、利用者の自宅から希望する目的地までが自由に設定できるドア・ツー・ドア方式といった様々な運行方式があり、本田議員がおっしゃっておられるのは後者の方式を指しておられると考えられます。

ドア・ツー・ドア方式は歩行が困難な高齢者にとっては大きなメリットがございますが、現在、無償で路線運行しております巡回バスをこのドア・ツー・ドア方式で運行するという事は、芦屋町が町内限定で無償のタクシー運行を行う意味となりまして、民間事業者の圧迫につながりかねない懸念がございます。また巡回バスの各コースにおいて、おおむね1日当たり30人～50人前後の利用者がおられますが、時間帯によっては1便だけで20人近く利用される場合もございます。このような場合に、複数の利用者が同時刻で一斉に自宅及び目的地を指定された場合に、予約どおりの時間に運行することが難しい場合も考えられるほか、事前登録される利用者の住所を基に経路設定を行う必要があり、予約システムの整備に当たり新たな業務委託が必要になるなど、現在様々な課題があることから慎重な検討が必要になると考えられます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

慎重な検討がされることはもう十分に理解できますけれども、特に現在、取組を実施されている市町村などたくさんの事例を参考にさせていただきながら、芦屋町が計画をされている芦屋町地域公共交通計画の中にもあります基本方針に町内の活性化として、施策名「芦屋町巡回バス事業」とあります。実施概要として、目的と実施に向けた考え方が示されております。その中に、「芦屋

町巡回バスの3路線化後の状況を適宜把握しつつ、既存の公共交通との共存を前提とした“便利さと民業圧迫のバランス”に十分配慮しつつ、事業を進めます。」と書いてあります。

取組ができる方法を探しながら、民業への圧迫と自治体としてできることのバランス感を保ちながら、スピード感のある対応を期待して一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に5番、信国議員の一般質問を許します。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。一般質問通告書に沿って質問いたします。

件名1、城山及び魚見公園の維持管理について。

6月議会で長島議員の一般質問に対し、町長が「魚見公園や城山公園は観光地というか名物というか、城山は桜、魚見はアスレチックがあり椿も植えてあったが、いつの間にか椿がなくなり、城山の桜はどこに行った。いつも芦屋は、何かやろうとしたら途中で消える。」と愁いておられたようにお見受けしました。確かに以前の魚見公園は見晴らしもよく今よりも椿も咲き誇り、展望台やアスレチックに林間広場のいおりなど整備されていました。城山公園では桜の花が山肌を包み、夜間照明により夜桜も楽しめ、梅林公園は文字どおり梅の花が咲き、馥郁たる香りが心を和ませて、「芦屋はすごいな。」とっておりました。

しかしながら今では魚見公園の展望台は寂れ、林間広場のいおりは朽ちて見る影さえありません。鬱蒼とした梅林公園は物悲しく、城山公園の桜は朽ち木が目立ち、多くの方が利用したトイレも今では廃墟となり使用できません。また当時、夜桜を見るための照明もあってにぎわっていたことを知る人も少なく、その現状を踏まえての町長の答弁であったと私は解釈しました。また、「いつも芦屋は、何かやろうとしたら途中で消える。いつも途中で消えていく。」と愁いておられたことや、要約すると「2～3年先は無理でも、5年先か10年先か分からないが各課が連携し整備を継続することによって、点と点だったものを線から面へと広げていくことが大事である。」との答弁だったと解釈するならば、行政はどのように受け止めて実行し、築き上げた芦屋町の誇りと財産を途中で消えてなくさないためにも、何をなすべきと考えておられるのでしょうか。私が思うに、「しっかりと現状を把握し、今できることを地道にこつこつと実行し、迅速かつ大胆に誰もが望む集大成を目指して取り組むことが肝要なのだ。」と話しておられたように私の耳には届きました。

では、いつも途中で消えると思われた要因はどこにあるのでしょうか。今回は時間の都合上、

町が取り組むべきたくさん課題の中で公共物などの維持管理について、さらには公園などの現状と管理体制について、今後の取り組みや体制強化を図る上での秘策などの考えがあればお伺いしたい。

要旨1、公園の危険箇所に対する注意喚起とその後の対策は。

公園などについては観光地を見据えた整備計画もあるようだが、当然ながら安全で安心できる環境の整備が肝要であり、緊急時などは避難場所として活用できることが望まれるということ言うまでもない。今回は幾つかある公園の中で、城山公園の現状についてお伺いします。

現在、城山公園には危険箇所に対する注意喚起の看板が数か所に設置されているものの、その後の対策が取られておらず、いまだに対応を待ち続けているようであります。そこで、城山公園内にある危険箇所の状況と注意喚起するに至った過程や処置した内容、及び今後の対応策などがあればお伺いしたい。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えさせていただきます。城山公園内の注意喚起に関することについてということで、お答えしたいと思います。

現在、城山公園内で注意喚起を行っている場所は1か所ありまして、藤棚のある広場の東側フェンス付近に注意喚起を促す表示板を数枚設置しております。これはですね、東側フェンスの先は崖となっているところがあるため、フェンスに近づかないように注意喚起を行っているものでございます。今回、議員によりこの注意喚起の表示がですね、外れているとの御指摘を受けましたので現場確認をいたしましたところ、表示板を固定していた部分が劣化のため外れ、地面に落ちている状況となっております。そのため担当課としまして、古くなった表示板を作り直しまして再設置を行っております。なお、城山の維持管理につきましては現在、担当者による定期的な巡回と委託業者による除草や清掃が中心となっております。

今後は異常箇所等の早期発見とその対応を改善するため、委託業者へ、異常を発見した場合、速やかに一報を入れていただきますよう再確認を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

確認したところですね、フェンスもなく古びたロープのみのところもあるようです。また、ぐらついた階段等も散見されるため、今後の処置をお願いしたいと思います。

城山公園につきましては憩いの場のみならず、歴史探訪の地でもある城山公園は多くの方々が訪れている。そのため、危険とされている崖などはもちろん、通路や階段なども含めた管理体制の強化を図り、委託業者との連携をさらに深めて安全対策を十分に考慮した迅速な対応を実施していただきたいと思います。

続きまして要旨2、構築物などの管理状況と今後の対応策は。

魚見公園には安全確保のために外灯などが設置されているが損傷がひどく、消えたままや撤去されたものもある。また、展望台の現状は色落ちや損傷もひどく、お世辞にもきれいだとは言えず、汚れたベンチに座ることさえできません。林間広場にあったいおりなどは、今は朽ちて危険なため近づくこともできません。また、城山公園の中腹にある公衆トイレは以前は利用者も多かったはずですが、今では屋根は崩れ落ち、壁の一部と便器だけが取り残され廃墟と化し、くみ取槽の蓋もなくなり大きな穴が空いたまま長年放置され、今も危険な状態である。

そこで、観光地として推奨していく中で、せっかく造った施設などをなくしてしまわないためにも、公園の管理状況と今後の整備計画などについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今お話にありました、城山の中腹にある公衆トイレのことをちょっとお答えしたいと思います。

この公衆トイレですが、老朽化が著しいため現在は安全対策を講じ、利用禁止といたしておるところでございます。トイレの現状を確認しましたところ、入り口は封鎖をされているもののトイレ裏側の封鎖部が現在外れておりまして、また外部にある蓋もですね、なくなっている状況でございました。現状への対応といたしましては、トイレ裏側を封鎖しまして外部の蓋の部分も塞いで上で、安全対策を再度行う予定といたしております。

なお、トイレにつきましては今後はですね、撤去を行う方向で考えておりますが、それまでの間は老朽化した構築物でもございますので、安全対策を講じ管理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

使用できない公衆トイレはこのほかにも、洞山のほうにもあると思います。使用できなくなったら放置、崩れたら、壊れたら撤去ではなく、継続した維持管理を実施することで長寿命化へとつなげていただきたいと思います。

要旨3、業務委託状況や委託内容の見直しについて。

近年の地球温暖化や集中豪雨などの影響を受け、環境の変化に伴う業務内容もさま変わりしているように思う。また、委託業者におかれましては高齢化や後継者不足に苦慮されているとお伺いする中で、業務内容も多岐にわたり「現行の委託内容では厳しいのでは。」と思え、委託内容の見直しが必要だと思えます。柔軟な発想による基準の見直しと環境の変化にも対応した業務内容を図れることで、委託業者のみならず町の活性化にもつながっていくのだと思えます。

そこで、管理業務委託内容の見直しについて新たな考えがあればお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えします。今回の議員の御質問、城山公園ということでお伺いしておりますので、城山公園のですね、管理業務の委託内容についてお答えしたいと思います。

令和4年度の委託内容でございますが、主な内容としましては園路及び公園内の除草が年2回、公園最下部外周の除草、こちらを年1回、次に担当課と協議による中低木の剪定、巡視及び清掃が年15回という形で今は管理を行っております。

なお、委託内容につきましては毎年ですね、費用対効果や現状を踏まえ検討を行いまして、必要に応じ内容の変更等ですね、見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

昨今の環境変化に伴い、随時現場進出を重ねれば不具合箇所の確認や早期発見が容易となり、利用者の目線に立って施策を講じれば安全確保へとつながる。また、業務内容の変化や増加に備え、委託業者への配慮を深めてさらなる連携を密にすることは、業者のみならず町の活性化へつながることは明白であろうと思えます。

次に件名2、海浜公園周辺の現況と今後の対応策について。

海浜公園周辺には、わんぱく広場やレジャープールアクアシアンに公共トイレなどの施設もあり、夏場などはにぎわいを見せております。また、レジャー港化計画も進んでいることから今後の開発には期待されているところですが、強風による飛砂問題のほか、堆砂・漂砂などが与える海岸線への影響や漂着物の処理などの問題解決には、大変苦慮されていることと思えます。そこで、海浜公園周辺の現状把握と今後の対応についてお伺いいたします。

要旨1、飛砂防止柵の現状把握と今後の対応について。

現在、海岸保全対策の1つに飛砂防止柵があると思えます。この柵は竹製で、設置後、経年劣化

により朽ちて危険な状態で放置されている場所があります。この危険な柵に起因する事故が危惧されており、設置後はどのような維持管理を講じられているのか。

先日、安全対策の一環として来園者の方などにお話を伺っていたところ、ある御家族のお子様
が朽ちた竹垣により足をけがされたとお話を伺いました。その後、御家族は途中で帰宅し、治
療を受けたとお話でした。日頃から危惧されており、けがによっては重大な影響を及ぼしかね
ない事案であり、再発する可能性もある。今まで海岸の現状を見て、事故の発生を危惧したこと
はなかったのか。あれば、どのような対策を検討されていたのか。

そこで安全確保と景観保護の観点から、県との連携を強め再発防止に向け早急に対策を講じる
必要があると思うが、行政の見解についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室事業推進係長。

○芦屋港活性化推進室事業推進係長 井上 裕一君

御指摘いただきました、飛砂防止対策であります里浜づくり事業で整備されている堆砂垣や静
砂垣についてお答えいたします。

まず、里浜づくり事業は福岡県事業として整備されており、維持管理は福岡県が担っておりま
す。このことを踏まえ、芦屋町の対応については現地の状況を適宜把握し県に対策を求めるため、
所管課職員にて定期的に現地確認を行っております。この際、危険なものにつきましてはその場
で福岡県北九州県土整備事務所に連絡の上、対応してもらったり、また、所管課職員にて応急処
置を行ったりしてきております。北九州県土整備事務所では可能な範囲で撤去や補修の対応が行
われておりますが、全ての対応ができていないというのが現状でございます。堆砂垣や静砂垣は
広範囲に及びますので破損に関しては景観上の問題もありますが、特に来訪される方がけがされ
るということが危惧されますので、不要なものは撤去、必要なものは補修を抜本的かつ早急に行
うよう、その都度、北九州県土整備事務所に要請しております。

また福岡県町村会の要望など、機会を捉え毎回要望を行っているところで、今後も引き続き福
岡県に対して対策を求めてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

現地の状況を見れば、誰しものが事故の発生を想定できると思います。また、このような事故は
町の根幹を揺るがす問題とつながりかねません。安全の確保と景観豊かな海岸づくりのためにも、
早急な対策が必要だと思います。

続きまして要旨2、アクアシアンなどの管理体制と今後の対応策に対する見解。

夏場の芦屋海岸周辺は海水浴や水遊びなどを楽しむためにたくさんの方が訪れ、にぎわいを見せてくれます。特にアクアシアンの夏場の開園は多くの方が待ち望んでいると思え、町としてもアピールポイントの上位にあると思います。惜しむべくは屋内プールや温水プールなどの設備が整っていないため利用できる期間が短く、シーズンオフの期間が長いことにあるだろうと思います。アクアシアンは人気の施設だが建築経過年数も長く風雨にさらされ、直射日光や塩害の影響も受けたことでプールサイドや施設の劣化なども随所に見られ、継続的な維持管理には大変苦慮されていることが容易に見てとれます。今後も広範囲にわたる維持管理が必要であると想定され、多くの時間と費用や労力が必要になると思われま

そこで、今後の厳しい管理体制に備えた整備計画や対策があればお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、レジャープールの維持管理に関しましてお答えをしていきたいと思っております。

レジャープールの維持管理に関しましては、現在の指定管理者であります芦屋町観光協会が行っております。維持管理上施設等に支障が生じた場合は、内容にもよりますが町とも協議を行い、対応を行っております。また、レジャープールの施設整備や修繕につきましては基本協定書に基づき芦屋町と芦屋町観光協会が実施しており、その施工に関しましてはレジャープールの運営に支障が出ないよう芦屋町観光協会とも事前協議や工事日程の調整などを行い、実施しているところでございます。

次に今後の整備計画等についてですが、レジャープールは長寿命化計画に基づき整備を進めていくことといたしております。令和4年度につきましては、令和5年度以降に予定しております改修工事などの実施設計を現在行っているところでございます。主なものとしましてはレジャープール内のポンプ更新や管理棟の外壁補修、海流プール及びプールサイドの塗装などとなっております。

今後もですね、さらなる魅力の向上を目指し、利用されるお客様が安全に施設を御利用していただけるよう関係者とも連携し、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

公園やプールの維持管理はもとより公共物などを新たに設置したならば、アフターケア——維

持管理ができなければ、やがて廃れて利用できなくなります。全てにおいて維持管理は基本中の基本であり、労力を注ぐべきであると思います。今回は公園やアクアシアンについて質問いたしましたが、そのほかの公共物の管理においても改善すべき箇所も多く、さらなる魅力の向上を目指し、御利用されるお客様に安全で心から楽しんでいただき、「芦屋町はすごいな。」と思っただきたいと思います。

行政においては厳しい状況下であろうが、町民や委託業者などの目線で物事をしっかり捉え、様々な要望や相談事にも耳を傾け、心を配って連携を図りつつ迅速な対応を講じていただきたい。幾ら他に先駆けてよいものを造ったとしても、維持管理ができずにいつの間にか廃れ、「なくなってしまった。」では意味がなく、町民の皆様に対しても申し訳がないと思います。

今後は先行的なまちづくりと同様に維持管理にも十分に力を注ぐとともに、トータルバランスを図りながらのまちづくりに邁進されますことを切に願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、信国議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開します。

午後0時08分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告書に従いまして質問してまいります。

件名1、循環型社会の推進について。

今年の4月、プラスチック資源循環法が施行されました。この法律の施行に伴い、現在多くの自治体では容器包装リサイクル法に基づき、要らなくなったプラスチック製容器包装を資源として分別・回収・リサイクルしていますが、これからは、これまで燃えるごみとして処理されてきた要らなくなったプラスチック製品についても自治体で効率的な分別などの仕組みを設けることになりました。この中で、市区町村の責務はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別・排出されるよう、住民に周知するよう努めなければならないことになっています。そこでお尋ねいたします。

要旨1、今まで燃えるごみとして処理されてきたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集は、今後どのようになるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは、お答えさせていただきます。

海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物、輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっております。このような中、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とした、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、略してプラスチック資源循環法が令和3年6月4日参院本会議で全会一致で可決、成立いたしました。

これは、これまで食品トレーや卵や弁当のパックといったプラスチック製容器包装のみが分別収集が行われリサイクルが進められていたものを、プラスチック使用製品廃棄物、略して製品プラスチックと言いますが、これについても仕組みを定め、リサイクルを促進しようとするものでございます。具体的には、小売業者や飲食店などにはワンウェイプラスチックと呼ばれる使い捨てのスプーンやストローなど、製品プラスチックの提供の削減が求められます。また、家庭から排出されるおもちゃやハンガー、洗面器、プランターなどの製品プラスチックについても市町村が分別収集、再商品化に努めることとされました。

このことから、お隣の北九州市ではモデル地区を定めまして、7月から8月にかけてプラスチック資源一括回収実証事業が実施されました。これは、ごみの出しやすさや効率的な回収、再資源化の仕組みを検討し、今後の分別収集の取組に生かすために実施されたものでございます。これを受けまして遠賀・中間地域広域行政事務組合では北九州市の実証事業の結果を教えていただき、今後、製品プラスチックをどのように分別収集を実施しリサイクルするのかについて検討することとしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

北九州市の結果を踏まえ今後検討をされるというお話ですが、何か課題等はあるのですか。お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

新たに製品プラスチックを分別収集しましてリサイクルしていくには、課題も多いのではない

かと考えておるところでございます。

考えられる点としまして、1つには収集した製品プラスチックを中間市にございますリサイクルプラザで分別するのは、今の設備の状況では難しいと思われます。また保管場所につきましても、こちらも不足しそうでございます。2つ目に、現在、皆さんにお使いいただいておりますプラスチック製容器包装用の指定袋につきましては、これは作業がしやすいように裂けやすい素材にしておるため、これにそのままプラスチック製品も一緒に入れ収集をすることになると、袋の材質そのものから変えないといけなくなると思います。

このように、いずれにしましても北九州市の実証事業の取組結果が示されましたら、広域行政事務組合と構成市町でしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今もですね、プラスチックのごみ収集場所に違反シールを貼られてですね、置きっ放しになってるごみっていうのが結構見受けられます。今後この仕組みが入ってきた場合にですね、また住民の方が混乱する可能性もありますので、その辺をしっかりと混乱のないように分別収集の方法を検討してほしいと思います。

要旨2、プラスチックごみ削減の取組についてお尋ねしてまいります。

今年の3月議会で、川上議員がマイクロプラスチック問題を取り上げられました。町はこの問題に対して、「私たちができることとして、日頃からマイバッグやマイボトルなど繰り返し使えてごみを減らすものを使うこと。」と答弁されました。このような中、幾つかの自治体の庁舎や小中学校、公共施設などにウォーターサーバーを設置することでペットボトルの購入を控え、プラスチックごみの削減に取り組む動きがあります。使い捨てペットボトルなどのプラスチックごみによる海洋や大気汚染が国際問題になっております。

海に面している芦屋町こそ、マイボトルの推進やペットボトルを使わない社会の実現を目指す必要があるのではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

環境問題はまさに今、私たちが喫緊に取り組まなければならない課題であります。

こうした中、マイボトル持参の取組を促進し、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチックごみの削減を推進することを目的に、幾つかの自治体で市内の体育施

設や学校施設にウォーターサーバーを設置する動きがございます。これは夏場の熱中症なども懸念されておりますが、熱中症予防に欠かせないのは水分補給であることから市内の体育施設をはじめ、小中学校へウォーターサーバーを設置することで児童生徒の水分補給にも役立てようとするものでございます。これによりマイボトルへの給水を推進し、一層のプラスチックごみ削減につなげるというものでございますが、海や川を有する芦屋町においてマイクロプラスチックへとつながるプラスチックごみを削減しようとする様々な取組につきましては、とても大切なことであると考えております。

しかしながら、当該施設にウォーターサーバーを設置することにつきましては、施設の所管課の考え方もあろうかと思えます。また、町内の公的施設の飲料の自動販売機のうち、まちづくり支援自販機と呼ばれるものが17台ございます。この売上げの2割が寄附金として町に入る仕組みとなっておりまして、芦屋海浜公園の遊具の整備費用などに充てられております。プラスチックごみを削減することは大切なことですが、ウォーターサーバーを設置することでまちづくり支援自販機の売上げが一方で大きく減少するようなことがあっても、それもまた困ります。

このようなことから、プラスチックごみを削減するためにも、環境住宅課としてはまずは役場のような公共施設の自動販売機において、メーカーの協力を得ながらペットボトル飲料の割合を減らし紙パック飲料の割合を増やしていただくことにより、プラスチックごみを削減する機運づくりに取り組んでいきたいと考えております。また、併せましてマイボトルの普及の取組につきましても、周知を図るなど取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今の町のお考えは理解しました。公共施設など、今設置されている自動販売機にペットボトルはかなり多く入っております。それがどの程度、紙等にですね、変わっていくのか、機運をつくっていかれるという話です。マイボトルのほうも推進して周知していくってことです。今後どのように展開されていくのかしつかり注視していきたいと思えます。

次に6月12日、ラブアース・クリーンアップで町内の海岸清掃が行われました。海岸にはポイ捨てされた使い捨てのペットボトルやプラスチックごみが落ち、これが雨風によって海岸に流れていき、マイクロプラスチックとなっていきます。3月議会で町はこの問題に対して、「今後もラブアース・クリーンアップや町内一斉清掃といった事業についても実施していきたい。」と答弁されました。しかしながら循環型社会の推進では、清掃はもちろんですがプラスチックごみ自体を減らしていく取組も重要になってまいります。現在、芦屋港はレジャー港化が進み、今後

も多くの観光客が見込まれると思います。ここで使い捨てペットボトルなどがポイ捨てされると、すぐに海に流れていってしまいます。

そこで、レジャー港化におけるプラスチックごみ削減の配慮はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室事業推進係長。

○芦屋港活性化推進室事業推進係長 井上 裕一君

それでは、芦屋港湾の取組につきまして回答させていただきます。

レジャー港化におきましては新たに整備する施設もございますので、SDGsやカーボンニュートラルといった循環型社会実現に向けた対応が必要と考えております。現在、海浜公園を含んだ一体的なエリアを運営する組織の形成に向け取り組んでいるところではございますが、組織運営の理念となりますコンセプトを今検討しております。

検討中の案の中には海の恵みに感謝し自然環境に配慮した取組として、例えばエリア内の施設では天然素材の使用をはじめ、再生可能資源となる紙やバイオマスのプラスチック、非石油系洗剤の使用などのほか環境保全活動の推進、また、子供たちが海と水の大切さを学ぶ機会の提供など、そういったものを考えているところでございます。具体的な取組につきましては運営組織ができてからとなりますが、このように芦屋港のレジャー港化におきましては自然環境に配慮した運営理念を掲げていくことと考えております。

なお、このコンセプトにつきましては今後、芦屋港活性化推進委員会の委員の皆様などの意見を聞きながら決定していく予定でございますので、検討中の案でありますことを御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

どうしてもですね、自動販売機で飲み残しを考えたらペットボトルを購入しがちですが、環境のことを考えれば紙パックにするとかですね、少し手間はかかりますけどマイボトルに移し替えるとか、環境保護のため住民1人1人がやっぱり意識していけないといけないんだと思います。そのために町が率先してその姿勢を見せるっていうことが大事なんじゃないかなと思いますので、ぜひともお取組のほうよろしく願いいたします。

件名2、児童生徒の健やかな発達と通学かばんの重さについて。

平成30年9月6日、文部科学省は授業に用いる教科書やその他の教材、学用品や体育用品が

過重になることで身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念や、保護者等から配慮を求める声が寄せられていることから、各学校における実際の工夫例を通達しています。しかし、現在も児童生徒や保護者から「通学かばんが重い。」との声を聞きます。

そこで要旨1、教育委員会は通学かばんの重さについて、どのようなお考えがあるのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

教科書のページ数は年々増え続け、一般社団法人教科書協会によりますと各社平均で2005年度～2020年度までの15年間で1.7倍になっています。全ての教科でページ数が増えている上、英語や道徳が必修化し教科も増えています。その状況を踏まえて平成30年9月6日、文科省の事務連絡が発出されたところでございますが、この内容につきましては町内の小中学校へも周知し、各学校において適切に運用されているものと認識しております。

学校へ確認したところ、各学校では学校に置いてよい学用品などを知らせ、登下校時に携行させているのは家庭学習で使用する教科書やノートなど最低限度のものに限って行っているということです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

小学校でもですね、小中学校でも児童生徒の携行品が過重にならないよう、いろいろなお取組をされているというのは先生方からもお伺いしております。実際、「大丈夫ですよ。重くないです。」っていうふうに答える児童生徒もいることは事実なんです。ただ一概に、通学かばんが常に重いとも言えません、だから。しかしながら、児童生徒の体重や自宅から学校までの距離、あと部活動の状況など1人1人の状況は違うんです。米国の小児学会はバックパック、いわゆるリュック——背負うものですね、の重さは体重の10～20%を超えてはならないと勧告しています。

そこで私は小学1年生の児童の御父兄に、昨日までの5日間のランドセルや水筒などの携行品の重さを量っていただきました。平均で6.8キロありました。これは御本人の体重の20%を超えています。また、数人の中学生の通学かばんも6.2キロ～8.2キロあったと聞いています。御父兄からは、「通学かばんが重いことで、ふらつきや転倒の事故、肩凝りや腰痛、姿勢のゆがみによる骨の変形などが心配です。」というお声が届いております。

通学かばんの重さの対策を考える上で、まずは通学かばんの重さとそれに関する心身のトラブルはないのか、私も数人しか聞いてませんのでできれば調査を行っていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

今、御指摘いただいた点につきましては各学校へ通知をし、確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

確認というのはどういうことですか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

今、議員から御指摘いただいた学用品に関するかばんの重さ、それに伴う体の具合ですね、それについての調査ということでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

調査いただけることで、よかったです。安心しました。どうぞよろしくお願いいたします。

次にですね、要旨2、児童生徒の通学かばんの重さ対策についてに参ります。

通学かばんの重さ対策の1つとして、御父兄からも「デジタル教科書の活用はどうか。」というような声が届いております。数日前にもニュースで取り上げられていました。

分かる範囲で、デジタル教科書の導入に向け、今の現状についてお答えできる範囲でお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

平成30年度の学習指導要領の改訂により、条件を整えばデジタル教科書の使用が可能になっ

ております。ただ、現在デジタル教科書につきましては試行段階ということで、現在、芦屋町では小学5年生～中学3年生までに英語、それと小学5年生～中学3年生までは国語、この2教科についてデジタル教科書の実証実験をしているところでございます。山鹿小学校につきましては、国語につきましては全学年入れて実証実験をしているという状況でございます。

これにつきましては、文部科学省では令和6年度からのデジタル教科書の導入を見据えた、今、動きをしておりまして、全国的に実証実験を行っている段階でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

町内の小学校でも試験的にやられてるということなので、これ1つ情報としてよかったなと思います。ただ、国としても令和6年度ってということでニュースでも出てましたし、すぐに全部ということでもないので、この通学かばんの重さの対策はデジタル教科書ですぐに解決していくかって言ったら、そこもなかなか今のお話だと難しいのかなと思いました。

そこですすね、ただ、かばんの重さ、痛みの訴えっていうのがあるのも事実で、何らかの対策が必要ではないかと思えます。そこで提案したいのが、中学校の通学かばんのリニューアルです。生徒からはですね、「かばんのベルトが肩に食い込み、痛みや肩凝りがある。」っていう訴えがございます。で、ちょっと卒業生の生徒のかばんをちょっと借りてきました。私も何となくいつも見てきて、そんなにしっかり見たことなかったんですけども、実はこのかばんのここが非常に細いんですね。綱がここ細いです、非常に。分かりますかね。クッションなんかがないもので、ここにクッションがないもので、やっぱり7キロ～8キロ、実際今日も試験があつてと思うんですけども、それでも「7キロぐらいあります。」っていう御連絡があつてます。これがですね、肩にかなり食い込むんですね。

で、最近はですね、昔はこういう感じでからってる子が多かったんですけど、やっぱこうなるとかなりこういうふうに斜めになる。で、最近はこうやって背中に両サイドで背負う子を時々、最近見かけるんです。そしたらですね、これ私も実は昨日7キロ～8キロを中に入れて背負って、実際歩いてみました。そしたら、ここをリングに挟むだけなので、もうずるんずるんなってですね、背負うのも背負いづらいですし、ぐらんぐらんしまして、もう20分ぐらい歩いたらですね、非常にもう肩も痛いしふらつくしですね、やっぱり子供たちがやっぱ「これ、きついです。」っていうのは本当に、自分がやってみて思ったっていう次第でございます。

それでですね、最近郡内でもリュックタイプのかばんを採用してる中学校があるんだっていうふうにご子供たちから聞きました。町でも子供たちの発達を考え、中学校の通学かばんのリニュー

ーアルをぜひとも検討していただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員の御指摘はごもっとも、というふうに認識をしております。

中学校に確認をしたところ、中学校では来年度の令和5年度から通学かばんをリニューアルする方向で準備を進めているということでございます。現在は、採用候補となるサンプルを取り寄せているという状況と聞いております。今回のリニューアルでは議員御指摘のとおり、リュックタイプにするということで伺っております。学校ではこれらのサンプルを取り寄せた後、PTA等の御意見を参考にしながら最終的には決めていきたいというふうに考えておりますので、学校での検討経過を見守っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

PTAのほうでしっかり協議していただけるということなんですが、ぜひとも子供たちにも意見を聞いていただきたいと思います。やっぱり、「どこの町のがかっこいい。」とかですね、「あそこは英語だ。」とかですね、やっぱり子供たちはちょっとでもいいものを持ちたいという気持ちはありますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次にですね、御提案するのが、かばんが楽になったと言っても重たいは重たいんです。これは変わりません。そこでですね、次の御提案は中学校の自転車通学エリアの拡大です。

通学かばんの重さが適正であればですね、歩くことはいいんです。でも、置き勉などをしてものです、今20分ほどかかります。私も言われて歩いてみました、中学校まで。7～8キロの荷物をですね、やっぱりこの暑い中本当に大変です。生徒の健やかな発達を望めるか、その状態で。今後、調査等もされるということです。中学校の自転車通学エリアの拡大、ぜひとも検討していただけないでしょうか。御答弁を求めます。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

この点については、私どもだけでは当然決めることはできません。学校長が最終的な決断をもって決めるということになりますので、今後、議員の御提案があったということで学校長と私どもも教育委員会で協議をしながら、また先生方の御意見、当然子供たちの考えや意見も聞きながら、

その点については少し話を進めていきたいなど。そのことによって、すぐに自転車通学の範囲が拡大するということはお約束できませんけども、必要なことじゃないのかなと思ってますので、議題に乗せたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

前向きな答弁、本当にありがとうございます。

最後にですね、小学校のランドセルの重さ対策についてです。

もう、一生懸命考えました。昨年、今年と、夏場になると「ランドセルが重い。」という相談が入るんです。去年も夏、学校教育課長に何度も相談に上がりました。学校にもお伺いして、電話も何回もかけました。で、改善してるのかなと冬場すると、やっぱりこの夏場になると御相談が入るんです。

それで私はコロナによるマスク生活、あと厳しい暑さによる水分補給などの水筒がですね、通学かばんの重さに負荷をかけるんじゃないかと考えました。熱中症対策で小まめな水分補給も必要なんですけど、下校時間まで足りないとの声を聞きます。しかし、熱中症を心配して大きな水筒を持たせると、ランドセルが重くなるといった事態が発生しています。昨年度確認したところですね、職員室のほうでお茶なんかを準備していただいたっていう話もお伺いしております。小学校3校ともしていただけてますよね。

ただ、私は児童がね、気軽に飲み水を補充できる環境を学校に整備してはどうかと御提案したいです。これはランドセルの重さ対策、あと熱中症対策、さらに御多忙な先生、そして先ほど前半でも脱プラの話をしましたけど中学校は自販機を置いてますよね。この辺、きっと教育長は脱プラしていただけるんじゃないかなあ、さっきうなずいてましたので。思います。

最後、教育長ですね、この点についてどうお考えなのかちょっとお伺いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

自販機の件でちょっと今、私誤解してるんですが、ペットボトルをなくそうという話の続き——ということじゃなさそうですね。自販機を小学校に設置したらどうかという……すいません。

大変失礼ですが、反問権ではございませんので。申し訳ないです。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

例えばですね、やっぱり御家族がその水道の水をですね、水筒に入れるのをやっぱり気になされる御家族も多いんですよ。例えば蛇口に浄水器をちょっとつけていただくとかウオーターサーバーを置くとか、方法が分からないんですけど、いろんな方法あると思うんですけど、もう大きな水筒を持ってこなくてもいいようにしてあげると、少しかばんも重くなくなるんじゃないかっていうような御提案をさせていただきたいんです。

で、中学校については自販機がありますので、これ助かってるっていう声もあるんです。ただ、そこにやっぱりペットボトルも入ってると思うので、そこも少しお考えいただきたいっていう話を今して——これももう別個の話として捉えてください。すいません、申し訳ございません。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

水筒、確かに大きな水筒を持ってきている子供さん、もうこれ小学生だけじゃなくて中学生もいます。で、蛇口に浄水器をつけるってのはちょっと難しいのかな。また、冷水機等々ウオーターサーバーの話が出てましたけども予算の問題であるとか、冷水機に至っては今、どちらかという方向にあります。

したがって、水筒を減らすためには1番有効になってくるのは町の補助が出る自販機を小中学校に置いて、中学校においては先ほどペットボトルの問題がありますので、世界陸上選手権なんかを見てると紙のペットボトルで、こう飲んでるっていうシーンをよく見かけましたので、その辺、業者さんのいろんなお考えもあるでしょうから、できるだけ私自身もペットボトルを持ってこずに水筒を持ってきてますので、そういった点については議員の御提案のような形で検討できるところは検討して行って、これも学校長、また保護者の方の意見であるとかその辺について十分調査した上で、ある程度方向性を見いだしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今日、前向きな御回答いただきまして本当に安心しました。

ぜひ子供たちがですね、眉間にしわを寄せながら朝歩いてる子を見かけるんです。やっぱり子供たちが明るい笑顔で行ってるような姿を今後見ていきたいので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に3番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

この夏は祇園山笠、あしや花火大会などイベントも再開され、多くの人々で久しぶりに町がにぎわいました。アクアシアンには、この一夏で5万5,639人もの来場者があり、魅力多い夏の芦屋町を楽しんだ方もたくさんいらっしゃったことではないかと思えます。たくさんの方が訪れてくれ、大変うれしくありがたく思います。本日は、そんな魅力ある芦屋町の空き家対策とともに、移住・定住促進をテーマに質問したいと思えます。

件名1、空き家対策の取組について。

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、いわゆる空き家等が年々増加しています。総務省統計局の住宅・土地統計調査の結果、空き家数は約850万件と過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めていることが分かりました。約10年後、2033年には空き家数1,955万件で、空き家率27.3%となる見通しです。放置された空き家は安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害や犯罪発生誘発、治安低下につながるなど様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。このような中、本町においては令和3年度に空家等実態調査業務委託が実施されていることから、次のとおりお尋ねします。

要旨1、実施計画にもあるように、昨年度実施されました空家等実態調査業務委託の概要について伺います。どのような調査を実施されましたか。また、概要や現状など教えてください。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

お答えさせていただきます。

令和3年度に実施しました芦屋町空家等実態調査につきましては、芦屋町における空き家等の実態を把握し、空き家等の件数や分布状況を把握するとともに所有者・用途・階層・不良度判定など空き家等に関するデータベースを作成することで、空き家等の利活用及び適正管理を促進す

ることを目的に実施いたしました。委託事業者が保有している空き家情報及び町が把握している空き家情報を基に、現地調査を実施しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

令和3年3月定例会の答弁によりますと、空き家台帳に144件の登録があるとのことでしたが、現在までの空き家の推移を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

令和3年度の芦屋町空家等実態調査では、町内全域における空き家等の候補数は180件でございました。また、建物の不良度によってA～Dまでのランク分けを行っております。ランクAにつきましては「管理に特段の問題がなく現状のまま利用可能なもの」としまして、件数は81件、全体の45%となっております。ランクBにつきましては「管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用可能なもの」としまして、件数が70件、全体の38.9%となっております。ランクCについては「倒壊の可能性はないが現状のままの利用は困難なもの」としまして、件数が19件、全体の10.6%となっております。最後にランクDになりますが、こちらは「倒壊の可能性があるなど現状のままの利用は不可能なもの」としまして、件数が10件、全体の5.6%という結果でございました。

なお、前回の実態把握調査は平成28年度に実施してございまして、空き家の件数は173件でした。このデータベースを基に更新を行いまして、平成30年度末時点では112件、令和元年度時点では129件、令和2年度末時点では145件という推移になっております。前回調査では別の委託業者のほうで調査を実施しまして、若干調査基準も異なっておりますことから今回の件数との比較は参考程度ということになりますが、芦屋町の空き家数は増加傾向にあるということは申し上げることができると思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

詳細なデータをありがとうございます。

空き家も年々増加傾向にあるようですが、逆に考えれば空き家対策に積極的に取り組んでいた

だいてる結果だと思えます。今後は、移住・定住者獲得に向けてこの空き家の有効活用が非常に重要になってくると思われますので、継続した取組をお願いしておきます。

次にもう1つ、老朽危険家屋について質問いたします。

要旨2、人が住んでいる、住んでいないにかかわらず、老朽化が進み倒壊などが危惧されている住宅・事務所・店舗を老朽危険家屋と言いますが、芦屋町では老朽危険家屋を解体する方に対し、補助金を助成する制度があります。この老朽危険家屋等解体補助金の申請交付状況について伺います。令和2年10月以降の要綱改定後と、それ以前の件数をお答えください。また、解体後の土地は主にどのように利用されておりますか、伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町では、町民の安全・安心の確保と住環境の保全及び良好な景観の維持を図ることを目的とし、平成26年度より芦屋町老朽危険家屋等解体補助金事業を実施しております。この事業は、老朽化した危険な家屋等を解体される方に解体費用の一部を補助するものとなっております。

近年の申請交付状況を御紹介させていただきます。平成28年度は申請が17件で交付額が794万8,000円、平成29年度は申請が22件で交付額が1,041万円、平成30年度は申請が10件で交付額が473万2,000円、令和元年度は申請が11件で交付額が507万円、令和2年度が申請17件で交付額が1,025万3,000円、最後に令和3年度ですが、申請が28件で交付額が1,599万円という状況でございます。

この申請・交付状況を見ますと、令和3年度は過去最高の申請件数となっております。これは令和2年度の10月に補助金交付要綱の改正をさせていただき、補助金の上限額をそれまでの50万円から100万円に引き上げさせていただいたほか、それまで補助対象外となっておりました事務所や店舗、これについても補助対象のほうに加えさせていただきました。このことで多くの反響がありまして、御好評いただいているところでございます。

また、御質問にありました解体後の土地の利用につきましては、新築の家屋を建てられたり、駐車場に活用されたり、更地のまま売却されたり、町内の不動産の流動化のほうにつながっておると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

非常に好評と受け取りました。今後も継続して対応のほうをお願いしておきます。

では要旨3、危険な空き家への対応について伺います。

2015年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法では、「管理が行き届かず、周辺地域に影響するようなトラブルを引き起こす可能性がある」と判断された空き家を特定空家に指定します。」とあります。先ほどの老朽危険家屋とイメージがかぶりますが、特定空家の概要や町内の件数、また特定空家等の対応についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町での特定空家の件数でございますが、まず、特定空家とはどのような空き家であるか御説明させていただきますと、1つには、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2点目が、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3点目が、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。4点目が、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。このいずれかに該当する空き家のことでございます。

芦屋町での特定空家の件数についてですが、現時点では1件となっております。これは令和4年8月に開催されました令和4年度第1回芦屋町空家等対策協議会で、特定家屋に認定された高浜町の空き家1件でございます。特定空家への対応につきましては空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき所有者等の調査を行い、所有者等が確知できた場合は助言・指導、勧告、命令と進んでいきまして、それでも改善が見られない場合は行政代執行を行うこととしております。また、所有者等の調査の結果、所有者等を確知できない場合は略式代執行を行うこととなります。

過去の特定空家及び危険家屋の事例を幾つか御紹介させていただきますと、平成29年度には正門町の所有者不明空き家を行政のほうで略式代執行、解体しております。令和2年度には旧「モナコ会館」というパチンコ屋さんですけれども、こちらは所有者等への働きかけを行いまして相続人さんにより解体が実施されました。令和3年度におきましては旧「かじや（ハローデイ）」と申しますが、これは所有者への働きかけで所有者が解体をしております。令和4年度には「呼呼」と呼ばれるお店ですが、正門通り商店街の居酒屋さん、3階建ての居酒屋さんですけれども、こちらは助言・指導、勧告まで進みまして、そのような中で所有者の勤め先等が判明しまして、所有者に働きかけて所有者が解体したという事例がっております。

令和4年度に新たに特定空家に認定された高浜町の空き家1件につきましても、現在、所有者の相続人調査、こちらのほうを行っておるところでございまして、今後の対応につきましても先ほど御説明しましたとおり空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらに基づきまして今後も行っていまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

詳細ありがとうございます。旧店舗名もおっしゃっていただきましたので場所も特定できました。また、危険家屋との違いや、「ああいう建物のことか。」というのが非常に理解しやすい答弁ありがとうございます。

では、このように今後の利用が見込まれない空き家でも、取り壊してしまうと住宅用地の特例がなくなることにより土地に係る固定資産税が増加すると聞いたことがあります。そうすると今後の利用が見込まれないような空き地でも取り壊すことをちゅうちょされてしまうのではないかと考えますが、近隣市町村との比較を含めまして町として取り組んでいることはありますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

固定資産税が課税される年の1月1日に住宅用地として利用している土地には、税の負担を軽減する特例措置が設けられております。住宅用地とは住宅の敷地になっている土地を言い、土地の所有者が自ら居住する家屋の敷地のほか、貸家や土地の所有者以外の人が所有する家屋の敷地も含みます。住宅用地のうち200平方メートルまでの土地を小規模住宅用地と言いまして、課税標準額が6分の1になります。また、200平方メートルを超えた部分につきましては、その土地に建築された住宅の延べ床面積の10倍の面積を限度としまして、課税標準額が3分の1となります。

そこで、今後の利用が見込まれない空き家など一定の要件を満たす住宅を取り壊したときに、その敷地となっていた土地に係る固定資産税の一部を数年間減免する制度を実施するような自治体も出てきました。具体的には、住宅用地の特例で減額される額と同額を減免するというものでございます。この制度は、住宅を取り壊して更地にすることで定住の受皿となる新たな土地として流通させ、定住の促進につなげていくことを目的に行われておりまして、近隣では岡垣町や遠賀町で開始されております。中間市や水巻町では今のところ、この実施の予定はないとのことでした。

このことを受けまして芦屋町ではどうするのかという部分になるろうかと思いますが、芦屋町では令和2年10月に、先ほども御説明しました老朽危険家屋の解体補助金交付要綱の改正を行いまして、補助金の上限額を50万円から100万円に増額変更したところでございます。一方、

岡垣町や遠賀町は解体補助金の上限額が50万円のまま土地に係る固定資産税の減免措置が運用されていることなどから考えますと、補助金全体で見ると芦屋町も遜色はないと考えておるところでございます。これにつきましては今後の他自治体の取組状況を注視しながら、芦屋町の老朽危険家屋等の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

今までお答えいただいた内容で、町内の空き家・空き地対策の取組に本当に頑張っておられるんだなど、非常に積極的な取組をしてくれておると感じました。表現が合っているかは分かりませんが、町内が整理整頓されてきている感じがしています。今後のステップに期待し、次の質問に移ります。

件名2、移住・定住促進に向けて。要旨1、空き家の活用に向けた今後の取組について。

現在は新しい生活様式の1つとして、また働き方改革の実証としてテレワークや在宅ワークが主流になり、地方移住を考えてる方々が現在も多く存在していると考えられます。地方間での移住者獲得に向けた競争が今現在も起こっており、これからの町内外へ向けた移住・定住促進のPRは先ほどの空き家対策の充実、またコロナウイルス支援策の充実や機敏な対応などで芦屋町への関心度が高騰していること、また芦屋町人口ビジョン及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略の観点などからも積極的かつ重要な課題と考えます。

そこで次の質問をします。定住者増を目的とした、芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度の申請状況についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度についてですが、この制度は老朽化した住宅の除去及び新築住宅建築による住環境の保全を図ることを目的としまして、平成26年度に開始した事業でございます。この制度は築20年以上の中古住宅を購入、解体しまして、新築住宅を建築された方に90万円を補助するものでございます。さらに町外からの転入で、中学生以下のお子様がいいらっしゃる場合には10万円を上乗せ補助するものとなっております。

直近5年間の申請状況についてお話をさせていただきます。

平成30年度は2件、交付額が178万8,000円でございます。令和元年度は2件、交付額が91万2,000円、令和2年度は該当ございませんでした。令和3年度は2件、交付額が

190万円でした。令和4年度については現時点で5件の申請、交付額が約470万円ほどとなっており、使用されていない空き家の解消とともに定住促進にもつながっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

数字でいうと少し少なく感じますが町内の世代交代も含め、これからまた利用者が増えてくる施策だと思いますので今後も定住者増につなげていっていただきたいと思います。

要旨2、空き家バンクについて伺います。

町内における空き家の有効活用による移住・定住の促進を図るために実施されている芦屋町空家・空地バンクがありますが、現在の登録済み物件数、また過去の成約数を教えてください。

また、その中で町外からの移住者が把握できているなら教えてください。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町の空家・空地バンクに現在登録済みの物件数は、空き家が4件、空き地が2件の計6件でございます。平成28年6月に開始した芦屋町空家・空地バンクでございますが、開始から合計で23件の登録がございまして、うち17件の内訳が空き家14件の空き地3件、これは成約によりまして登録抹消となっております。

芦屋町空家・空地バンクの現状の運用では売りたい方・貸したい方のみが町とやり取りを行うこととなっておりますので、残念ながら町外のお客さんとの制約であるのかどうか、それから、それが移住目的であるのかどうかというところは残念ながら確認ができておりません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

登録成約数は分かりました。流動的ではありましたが、まだまだ少ない感じはしております。

宗像市では新たに空き家・空地バンクへ情報を登録される方に、1物件につき3万円の奨励金を交付しています。近隣市町村を参考にしたいのですが、なかなかすぐにこういった独自の支援策に踏み切るのには難しいこととは思いますが、空き家対策に積極的な今がチャンスと捉え、芦屋町でも空家バンクをもっと充実させることが必要だと思います。

先ほどの答弁で町内の空き家候補数が180件との回答がありました。空家バンクへの登録数にもう少し反映されてもいいと思うのですが、現在の周知方法また今後の取組について伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

芦屋町では空家・空地バンクの登録数増加のために、令和3年度に実施した芦屋町空家等実態調査にて180件の空き家候補の所有者に対して行いました意向調査、こちらの郵便物の中に空家・空地バンク制度を紹介するチラシを同封しております。また、税務課のほうが発送しております固定資産税の納税通知書、こちらにも毎年チラシを同封いたしまして、町内の固定資産をお持ちの方へ周知を図っておるところでございます。

さらに今後の取組ということですが、現在、移住・定住支援制度の周知活動として毎年、町内・郡内それから北九州の一部の不動産会社のほうに移住・定住支援関係のチラシ等を郵送し周知に努めておりますので、空家・空地バンクのチラシについても併せて送付させていただいて、町内のみならず町外への周知のほうも今後は行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

非常に前向きな答弁ありがとうございます。空き家を負の遺産ではなく、まちづくりの資源と捉え、人口対策、地域の経済活性化につなげていくような活用を期待しております。

先日、私の住む自治区の方も芦屋町から近隣に転出してしまいました。その御家族は子育て環境のよさやお子さんの学校のことなどを考えると、「本当は芦屋町に住みたい。家を建てたい。定住したい。」とのことでしたが、町内になかなか土地がないとのことで残念ながら転出を決めてしまったようです。もう少し空家・空地バンクなど充実していれば、どうなっていたかなとは思いました。全国的に見ても移住者増に成功している自治体も多々ありますが、移住・定住促進は時間のかかる施策だとは思います。

しかし今、芦屋町は変わりつつあります。打って出るときではないでしょうか。レジャー港の取組、重要文化財芦屋釜の里帰り、コロナ支援策の充実、ボートレースの財源の有効活用などたくさん魅力があります。しかしながら、芦屋町の人口減少はどんどん進んでおります。今後、小手先の施策ではなく、どういうまちづくりをしていくのか、何に特化していくのかということが重要になってくると思います。どんなに盛んにSNSで発信しても、すてきなおしゃれな移住ガイドブックを作ったとしても、ベースになる芦屋町独自の飛び抜けた取組を考えていかないと、

簡単に人は移住してはくれないと思います。教育、子育て、福祉なのか、芦屋町の将来につながるオンリーワンの施策を期待していますし、芦屋町ならできると思っています。

少し長くなりましたが、芦屋町を愛してやまない町長、3年ぶりのあしや花火大会の復活開催に踏み切っていただき、ありがとうございます。大変感動しました。そんな魅力多い芦屋町ですが、移住・定住促進がなかなか進んでいないと感じています。芦屋町の将来像について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

長島議員の移住・定住促進に向けて貴重な御意見をですね、賜りましてありがとうございます。

なかなかこのコロナ禍においていろんなプランがあるんですけど、なかなか前に進んでいっていかないというのが現状でございます。今、それに向けて準備はしっかりやっておるわけでありまして。やはり何といたしまして、芦屋町の特徴としましては海や川に代表される豊かな自然に恵まれておるといって一方で、自然災害などが非常に少ないといったことが挙げられると思っております。

で、これはちょっと手前みその話なんですけど、実は私が柏原の海の近くに今、土地を持ってました。それを売地ということで看板出しました。問合せがですね、物すごくありまして、ちょっとその土地が御希望される土地より広がったもので、広くて、それでまた半分にしても今度はその道の関係とかありましてですね。とにかく海が好きだから、海が好きだから海の近くに家を持ちたいという方がもうほとんどでした。そういうことですね、今言われたような空き地・空き家をまず、芦屋町はそういう大きな土地はありませんので、まずは空き地・空き家、これを整理して、そこに空家・空地バンクを通じてですね、芦屋のほうに定住をしていただくような施策が今から熱を帯びていくのではないかと思っております。

今後とも前向きな御意見をどんどん出していただくようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。私も移住者の1人として、よろしければ一緒に今後とも議論していきたいと思っております。

今後の取組に期待しまして、人に町に心に寄り添う、私、長島毅の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、14時45分から再開します。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。少々体調が芳しくなく、お聞き苦しい点があるかもしれませんが御了承ください。

では通告書、件名1、公文書の管理について。

公文書の改ざん問題について、学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書が社会的にクローズアップされています。森友学園と政治の癒着への疑念が取り沙汰され、日本の公文書管理の在り方が問われています。財務省の公文書改ざんが示すのは公文書管理の機能不全だとも言われ、まだ解決をしていません。それは地方においても、またしかりです。芦屋町での公文書の管理について伺います。

情報公開条例に関して取りまとめておられます課長に、要旨1、芦屋町の情報公開条例の目的は何でしょうか。お答えください。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町情報公開条例の目的についてお答えいたします。

この条例の第1条に、住民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的としております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

すばらしい崇高的な内容であります。ところがですね、今、前文で読みましたように公文書が改ざんされるという事件があちこちで起きてますが、私は、情報公開法という崇高な理念を掲げ

ながら、国においても全国の自治体でも世間を騒がす決裁文書の改ざん、隠蔽という事態が起きていますが、「この事態をどう見るのか。日本での公文書の管理はどうなっているのか。」と、私は情報公開法に対する疑問も常々思っています。

情報公開制度の活用を広める活動をし、公文書管理に詳しいNPO法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由希子さんをネットで知ることになりましたが、そのネット上のものを要約すると、三木氏は「財務省に限らず、『役所には記録が残っていると不都合』、『記録にあっても出したいくない』類の文章があります。今回の森友学園に対する国有地払下げによる決裁文書は、まさにその一例です。決裁文書の改ざんは誰が、誰の指示で行ったのか。政治による圧力があったのか、なかったのか。ただ現場の役員が、行政文書の改ざんというイレギュラー的な対応を上司から迫られた場合、その経緯を具体的に残すことで自分の立場を守ろうとすることは理解できます。」というふうに書かれています。地方自治法は、議会の会議を公開する並びに会議録の作成を義務づけています。したがって、「行政文書は行政活動の結果、発生するものです。つまり、行政活動の質が悪かったり適切性や合理性に欠ければ、行政文書の扱いや情報公開もおかしくなるのは当然。」だと言い切っておられます。

そこで町長に、公文書の改ざんや隠蔽はなぜ起きると思われませんか。その点について伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

非常に崇高な質問なんですけど、なぜ起きるのかと言われてもちょっと困るんですけど、公文書は町的意思決定であるということ、かつ地方行政の基本であることの重要性に鑑み、公文書の改ざんや隠蔽はあってはならないことです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では3番目に参りますが、公文書の改ざんや隠蔽があった場合は芦屋町としてどのような措置及び対策を行うのかということについてですけど、今、皆様方の御手元にA3のプリントが配付されてますので、御覧いただきたいと思えます。

令和4年9月議会配布資料 町議会議員 妹川征男

①この左側のものと、右側のほうが②でN氏のもので。これは時系列で対応経緯をされた内容の約40ページほどの中の1ページです。私が議員として、議長を通して資料請求したのが令

和3年10月26日、大体2週間おいて昨年の11月10日に開示をしていただきました。右のほうの②はN氏の情報公開条例に基づいて12月3日、回答日が12月14日の対応経緯であります。

さあ、これを見られて、「何で妹川が同じようなものを出しているのか。」と疑問に思われる方がほとんどだろうと思いますが、これを1行ずつ見ていかないと分からないと思うんですが、もう既に分かっておられる方もおられるかと思えます。どうでしょう、分かっておられる方は手を挙げていただけますか。まだ分かりませんか。総務課長、分かりますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、妹川議員の配られたところを見ていると、墨塗りをされている部分とされてないところが2か所あるのかなというところかなとは思いますが、墨塗りをされてるところとされてないところがあるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ほかに。このN氏が出したものはN氏自身のものですから、N氏自身の名前は出ておりますが、左側のほうは私が出したものですからN氏の名前はないかと思えます。どうでしょう。どこがどう違うんでしょうか。

1番はつきり分かっておられるのは浮田課長、いかがですか。浮田課長、分かりますか、分かりませんか。それだけで結構です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

総務課長がお答えした内容と一緒にございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

総務課長もですが、浮田課長もこの違いが分からないということですね。ただ黒塗りの部分は分かる、それでいいんですか。山下課長いかがですか、分かりますか。違いが分かりますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

今、総務課長及び産業観光課長が申したとおり黒塗りの部分が違うということと、中段にある8月19日の行が1段抜けてるというふうに私は解釈しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

左側の私の資料には、真ん中の③令和3年8月19日、妹川議員 窓口対応、【対応者：浮田課長、岡本】。私は、「資料請求を行うので内容を確認したい。」というふうに申し入れています。次の行は「埋立て工事は町が発注したのですか。」ということに対して、「していない。」と。本来は、もう1行あるんですけどね。「事業者は受注を受けたのか。」ということがあるんですけど、それはそれとしていいんですが、埋立て工事は町が発注したのか……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。ちょっとやめなさい。注意しますよ。

この埋立て工事というのは、要するに用水路の件でしょう、これは。（「ちょっと時間を止めてください」と呼ぶ者あり）用水路の件については全員協議会で話し合ったことなんで、この件については発言しないようにしてください。

○議員 8番 妹川 征男君

これは行政の処分ですね、公文書のことについて今お話ししたじゃないですか。どうしてこれが、右のほうの3年8月19日には同じように「資料請求を行うので内容を確認したい。」と、その私のところの1行が、「埋立て工事は町が発注したのですか。」「していない。」というのが「なぜ、ないんですか。」と、「何で消し去られてるんですか。」と、こう聞きたいわけ。

これ公文書ですよ。浮田課長、どうして消し去られてるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今ちょっと資料のほうを今見ましたので、ちょっと内容については今ちょっとはつきり分かりません。今、資料見たばかりでお答えするのは、ちょっと今、持ち合わせておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

なぜこれ消されたと思われませんか。これについてはですね、決裁文書に、この消された中の決裁文書に係長と浮田課長と、それから町長と山下課長の公印が打ってあるわけですよ。これ、なぜ消されたのか。何のために消したのか分からないんですか。

課長、もう1回すいません。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

これはですね、これはちゃんとした形で、文書で。議長、文書で調べられてですね、それを文書で開示するように要求してください。よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

検討します。

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公文書いわゆる決裁文書は、先ほど町長が言われたように組織としての意思決定を行った証拠文書ですね。これは、財務省文書取扱規則では決裁文書について次のようにその取扱いを求めておりますが、様々な要点そして大事なことが書かれています。「一度決裁された文書について、後から重要な間違いなどが発覚した場合には、決裁文書を直すのではなく新たに起案がなされ、改めて決裁のやり直しが必要である。」とかいうことも書かれてあります。

今回示した内容は大事な部分なんです。分からない、知らない、そして印鑑を押す。その大事な部分が消されています。非公開にもせず改ざん——これ改ざんだと思うんですけど、改ざんしたのは最悪ですよ。これを消し去ることは許せませんが、課長、どっちが正しいんですか。妹川が出した左側のほうが正しいのか右側の開示請求されたN氏のほうが正しいのか、どっちでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この両方書かれてる分の原文をちょっとまだ確認ができておりませんので、今お答えすることはできません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

まさにこれは二重帳簿というんですよ、こんなの。こんなことがまかり通っていいんでしょうか。これは、はっきりと改ざんとまだ言えるかどうか分かりませんが、町民に対する背信行為、情報公開条例はなきにしも等しいと、行政に対する不信感は募るばかりです。

もう、「いかがですか。」と聞きたいですけど、もう答えられないでしょう。（「ちょっと議長、いいですかね」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

いきなりこれをぽっと出されてですね、これを比較して「どうですか。」と言われてですね。（「反問権なら時間を止めてください。町長、反問権でしょ」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

反問権を使いますか。

○町長 波多野 茂丸君

いやいや、じゃあ反問権。

○議長 辻本 一夫君

ただいま、町長から反問権の行使についての要求がありました。許可します。事務局はこれより残時間を停止してください。

町長、どうぞ。

○町長 波多野 茂丸君

じゃあ最初から行きます。急にぽっと出されてですね、「これはどうですか。」と。で、まあ結局これ決裁回ってきてずっと、起案それから係長、課長、副町長、私に回ってきますよね。そしてこれが結局「やり直しやないか。」ということなんですか。何を言われたいんか、その辺がよく分からないんですけど。

これを示して、これは1回出たものをもう1回こう、何ちゅうんですかね、「やり直しさせたんやないか。」という疑問をお持ちなんですか。それを教えてください。

○議長 辻本 一夫君

私は何も言ってませんよ。なぜ、「同じ内容のものをこう比べてみて、おかしいと思いませんか。」と、「その意図は何ですか。」と、「なぜ消し去ったんですか。」と、それを聞いているのに「分からない。」とおっしゃる。

だから、もう次に行かざるを得ませんが、ちゃんとした文書でね、その回答はお願いしたいと思いますが、いかがですか。それでよろしいですか。町長、いいですか。私は公文書の問題について一般質問しています。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

公文書の問題としてというふうに結局、何かね、私にしてみたらこじつけてこう言いよるみたいな感じに聞こえるわけですよ。

それで、じゃあこれをどうすればいいということですか。「間違いやろ。何か隠蔽しとりゃせんか。」というようなことを言いなさいということなんですか。教えてください。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほども話しましたように地方自治法は、議会の会議は公開することを前提でやられていますよね。そして「会議録の作成をなさい」と、会議録ね。それから委員会での会議録も。それから、こういうような公文書を発行する、時系列的なものもちゃんと配布しなさいよ、つくりなさいよということを財務省の規則にも書かれています。

それで、それに基づいて芦屋町は真剣に書かれていたと思いますが、「なぜ今回、これが違うのか。」と、それを言っただけのことで何も難しいことじゃありません。（「何も難しいことやない。」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

今、町長の反問に対する答弁がなされましたけれども、執行部はこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、これで反問については終了します。

続けてください。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

要旨3、公文書の改ざんや隠蔽があった場合、例えばですよ、あった場合は芦屋町としてどのような処置及び対策を行うかということなんですけど、このようなふう書かれているのがあり

ます。

先ほどの三木さんですね、三木さんは「公文書の組織的な改ざんがあったとしたら、それは民主主義を根本から否定し破壊する重大な犯罪行為として、厳しく断罪されなければなりません。公文書の改ざんに対する刑法の規定は、公文書の改ざんに関して問題となる主体的な条文は、刑法155条の公文書偽造罪と刑法156条の虚偽公文書作成罪。」と言われておりますが、もし、もしの話ですよ、これはね。まだ改ざんされてるかどうか分かりませんが、これについて総務課長、もしあった場合はどうされますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

もしあった場合という形で、基本的には公文書の改ざんや隠蔽などが起こらないことが第一だというふうに考えてます。また、言われますように、公文書については事後に誤記の修正等の範囲を超えることはできないといった認識を職員1人1人が持つことが重要ではないかと考えておりますし、新規採用職員についても採用後の集合研修の中で、文書管理の取扱いなどの研修を行っております。で、文書の管理、決裁事項については日々の業務の中で適切な指導を各課で行っていただいております。

今言われました、万が一そういうことがあったという場合には、先ほど妹川議員も言われましたとおり刑事事件になるということも考えられるのではないかとこのふうには考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

時間が差し迫っておりますので最後にですね、公務員がですね、仕事で作成した公文書を都合よく改ざんする、そんなことがまかり通れば誰も行政を信じられなくなります。公文書が適正に保管されなければ、行政の政策決定が正しかったのかどうか国民や町民が判断する材料も失われ、改ざんは国民・町民の知る権利を侵す行為であるというふうに言われております。このことも、よく気をつけていただきたいと思います。

では2番目に行きます。芦屋町職員倫理条例について。

芦屋町職員倫理条例が制定されて13年が経過しますが、次の点を伺います。芦屋町職員倫理条例の目的は何でしょうか。お答えください。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町職員倫理条例の目的についてお答えいたします。

この条例の第1条に、職員が町民全体の奉仕者であってその職務は町民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持・向上に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的としております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

立派なですね、文章があります。当然、皆さん方が職員になられたときには、このような芦屋町職員倫理条例、それから宣誓も読まれたと思うんですね。町民の全体の奉仕者です。その職務は町民から負託された公務です。町民のための奉仕者です。働くんです。それを私たちは期待してるわけですね、町民の皆さんは。

なぜ私はこのようなことを質問するかと言いますと、やはり町民の方々の町に対する要望や不満については、私は議員活動もう10数年になりますが、議員活動の一環として担当職員と話し合いや意見交換を行ってきました。教育委員会も2回かな。福祉課もありましたね。環境住宅課もありましたね。ちゃんとした窓口ではなくて部屋を用意されておりました。その際は、窓口で解決できるもの、別室で話し合ったことも度々あります。担当職員は解決に向け町民の声を謙虚に聞き入れ、また、町は前向きに検討していただいた事例が多々あります。町民の方々は町に対する話し合いの場を設定してもらったことに対して、感謝の念を出している方もたくさんいます。

私が今回あえてこの問題について疑問をしなければならぬと判断した理由は、ある女性はこれまで町が知らなかった情報を提供し、当然要望も何度もお願いしたにもかかわらず冷酷で尊大な対応に茫然とし、無慈悲な仕打ちに心も疲れ果ててしまいました。役場は彼女が疲れ果てた挙げ句に諦めてしまうのを、ただじっと息を詰めて待ち続けているようにしか思えません。赤い血の流れる1人の人間として、胸が痛むのではないのでしょうか。これは、ある課のことを言っております。あるほかの課は、私にはそういうことはないと思っております。非常にすばらしい形を取っておられましたから。

職員は芦屋町職員倫理条例の目的に沿って、一般町民の声、訴えに謙虚に耳を傾け、解決に向けて積極的に関わっていかなければならない立場にあると私は考えています。自分の家族や友人たちに胸を張って、「役場でこんなすばらしい仕事をしている。」と自信持って言えますか。こんな非人道的な仕打ちをしたままで本当にいいんですか。役場に就職をしたときの喜びや新鮮さを

思い出してください。そして芦屋町職員倫理条例をもう一度、職員の宣誓文をしっかりと読んで熟読してほしいのです。というふうに私は期待しております。今からでも期待しております。

要旨2ですが、芦屋町職員倫理条例の趣旨に反するような言動を町民に対して行った場合、どう対処するようになっていきますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

趣旨に反するような言動に対してどう対処するのかというところになります。条例の3条に、職員が遵守すべき職務に関する倫理の原則5つがうたわれております。

「1、職員は町民の全体の奉仕者であることを自覚し、町民の視点に立って常に公正な職務の執行に当たる。2、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用しない。3、権限の行使に当たっては、町民の疑惑や不信を招くような行為をしない。4、職務の遂行に当たっては公私の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組む。5、勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する。」の、どれに該当するのか。また、その倫理原則を踏まえ、職員倫理規則において、「職員の職務に利害関係を有する者から贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者と接触その他町民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、規則で定める利害関係者との禁止行為に該当するものであるのか。」でございます。

任命権者につきましては、この規則に基づいて利害関係者の禁止行為を行った疑惑があると思料する場合には当該行為に関する調査を行い、その結果を職員倫理審査会に報告します。職員倫理審査会は調査結果の報告を受けたとき、当該報告の内容を審査し任命権者に意見を述べることができます。任命権者は、職員にこの条例またはこの条例に基づく規則に違反する行為があると認められる場合には、その違反の程度に応じて懲戒処分等人事管理上の必要な措置を講ずるような形となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ちょっと長かったんですけど、そういう被害を被っていると思われる方は役場のどこに行ったらいいですか。そして、それが審査委員会にかけられるんですか。ちょっとそこら辺をもう一度お願いします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員倫理に反するような行為や地方公務員法の職務上の義務や身分上の義務違反があった場合につきましては、総務課の人事係のほうで対応するという形になろうかと思っております。

申出をされる場合には、いつ、どこで、誰が、どのようなことがあったというところの事実関係の内容を書面で提出していただいて、聞き取りをするような形にはなろうかというふうに考えております。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そのような形で進められていいと思いますが、町民の方々はそういう人事課、役場の人事課に相談すればいいということすら知らない方がたくさんおられます。

そういう意味ではですね、芦屋町職員のハラスメント防止に関する規定の中に、ハラスメントやそういうのを受けた場合は、その条文の中にですね、相談窓口というのがハラスメント条例にありますけれど、どうでしょうか。芦屋町職員倫理条例の中にですね、項目として相談窓口設置というものを追加条文として入れてみたらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょう。検討していただけますか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これにつきましては、ほかの市町村等どういうふうなものがあるかというのをちょっと調査等をして、入れるべきなのかどうなのかというのは、ちょっといろいろと検討は、入れるべきかどうかしていきたいというふうには思います。検討したいとは思いますが。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

1分ありますんで、私はですね、今回の案件についてですね、公文書偽造についてですけど、一言、私の思いをちょっと伝えたいと思います。何も質問ではありません。

私は特別養護老人ホームに関して、ある応募会社が出した役員名簿を個人情報の保護という理由で元福祉課長が抜き取った事件がありました。これは選定委員会が非常に大事な書類なんですけど、それを抜き取った……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私の思いを今、話をしています。

○議長 辻本 一夫君

いやいやいや、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

意見じゃありません。質問じゃありません。

○議長 辻本 一夫君

質問の要旨に従ってやってください。質問の要旨に従って。

○議員 8番 妹川 征男君

それは、私の思いを語ってます。

○議長 辻本 一夫君

そこは要旨に従ってやって。

○議員 8番 妹川 征男君

質問じゃありません、私の思いを語ってるんです。独り言と思ってください。

2つ目は……もう時間が来たじゃないですか。芦屋町ニューオンブズマンが情報公開条例に基づき開示請求した結果に対し不服申立て、行政訴訟を起こした際に町は敗訴した事件がありましたが、私が特定の業者を支援するために、ある会社の経営者の選考に反対してくれと……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ありもしない内容を創作し……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、時間が来ました。妹川議員、時間が来ました。

○議員 8番 妹川 征男君

捏造し、隣接地権者のね……

○議長 辻本 一夫君

発言を停止してください。時間が来ました。発言を停止してください。

○議員 8番 妹川 征男君

あなたが時々しゃべるからいけんのよ。

○議長 辻本 一夫君

はい、終わってください。

○議員 8番 妹川 征男君

とにかくですね、町として真摯なね、態度で職務を専念してほしいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、先ほどの書類をちゃんと文書で回答してもらうように、議長、検討するということでしたからよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 25 分散会
